

近代日本における東アジア共通文化論の軌跡

—アジア主義と世界史教科書—

山内 昌之・古田 博司

はじめに

かつて筆者の一人である古田は、『東アジア・イデオロギーを超えて』⁽¹⁾において四類型のアジア主義を析出し、欧化論者のアジア主義として福澤諭吉(1835～1901)・板垣退助(1837～1919)・岡倉天心(1862～1913)・徳富蘇峰(1863～1957)・大隈重信(1838～1922)、壮士型のアジア主義者として樽井籬吉(1850～1922)・宮崎滔天(1871～1922)・内田良平(1874～1937)、超国家主義者のアジア主義者として北一輝(1883～1937)・石原莞爾(1889～1949)、プロレタリア・インターナショナリズムのアジア主義者としては尾崎秀美(1901～1944)の各思想を考察したことがあった。

そこにおいて、連帶の軸・欧化の軸・優越の軸の三方向の基準を置き、各類型を配した。一番目の連帶の軸は、東アジアとの連帶を指向するベクトル、二番目は西欧の資本主義先進国やソ連の社会主義宗主国を「中華」(政治・経済・文化などの中枢を示す語として用いる)としてこれに倣い近づこうとするベクトル、三番目は東アジアに対する日本の「中華」の主張であり優越のベクトルであった。

欧化論者のアジア主義者は欧化と優越との軸間に分布し、壮士型のアジア主義者は連帶と優越との軸間に配され、超国家主義者のアジア主義者は同じく連帶と優越との軸間だが前者より安定感を欠き、両ベクトルにいわば引き裂かれる存在としてあった。プロレタリア・インターナショナリズムのアジア主義者として、明晰な世界観を有していたのは戦前では尾崎秀美ただ一人だったが、これは欧化と連帶との軸間にあった。また、この種のアジア主義者は戦後から冷戦期にかけて急増するが、ソ連邦の解体以来宗主国を失い、欧化の座標点を下げて一挙に連帶の軸一線に接近していくことになる。

そして以上の検討の結果として、東アジアとの自然的連帶感は存在せず、それはあくまでも願望としての虚構であったことを示し、自覺的優越感に不斷に牽引される各類型のアジア主義の動態を示唆したのであった。

だがこれらは前掲書中にもあるように、中国文学者であり魯迅研究家であった、竹内好(1910～1977)の編集による『アジア主義』(1963)における「アジア主義」の定義によりモデル化を試みたものであった。今、ふたたびこの定義を以下に掲げる。

アジア主義は、前に暫定的に規定したように、それぞれ個性をもつた『思想』に傾向性として付着するものであるから、独立して存在するものではないが、しかし、どんなに割引しても、アジア諸国の連帶(侵略を手段

とすると否とを問わず)の指向を内包している点だけは共通性を認めないわけにはいかない。これが最小限に規定したアジア主義の属性である⁽²⁾。

即ち竹内はアジア主義自体を一つの傾向性と見、アジア連帶の指向性を共通点として、ミニマムな属性を析出したのである、その観点はあくまで動態なのである。従って筆者の分析も、各思想家の言説に内包された連帶行動の意思をベクトルとして推し量るものとなり、その度合いを測るために立てた外在の基準が、欧化(志向)度と優越度という二軸となっていた。

元来日本のアジア認識として、アジア主義が学問的に有意義なものと指摘され考察されたのは戦後20年近くたった1960年代のことであり、竹内好の定義はまずアジア主義の全体像を考察する上で、極めて意義のある指標だったと今日では評価できるであろう。しかるに以来、それら思想家たちが何をもって東アジアと日本との共通性と認識したかという、スタティックな視点は抜け落ちてしまった。彼らは共通性の明確な認識をもたぬままアジア連帶の指向性を傾向として帶びたのか。

筆者が考察したところでは、戦前の思想家たちはたしかに殆どがそうなのである。殆どが動態としてアジア主義の政治行動や言動を示すのみであり、東アジアと日本との共通性に何らかの深い関心を寄せるものがいない。しかし戦後になると、この両者の共通性の認識は探求の意欲となって再び動態を示すことになるだろう。

本稿では、まず戦前の数少ない東アジア共通文化の言説を残す思想家から始め、そこから戦後へとどのように連関していくのかを考察することとしたい。

一、戦前の東アジア共通文化論

(一) 国家主義のアジア主義者の言説

思想家の残した言説資料をもとにすれば、東アジアとの共通性を明確に述べる論者として、戦前では先ず北一輝(1883～1937)・大川周明(1886～1957)・中野正剛(1886～1943)の三者が挙げられる。アジア主義者と言うよりは、国家主義者としての思想傾向の強い人々であり、同世代人である。

北一輝は大正・昭和期の国家社会主義者で、佐渡生まれである。早稲田大学聴講生となり、22歳で『国体論及び純正社会主義』を著し、辛亥革命に際り27歳で『支那革命外史』を執筆する。のち陸軍青年将校と関係が深く、2・26事件で助言を与えて逮捕され、軍法会議で処刑された。

大川周明は、昭和期の国家主義者で、山形県生まれ。東京帝国大学卒業後、南満洲鉄道株式会社入社、43歳で調査局理事長となる。その間日本精神を説き、5・15事件に連座するも、仮出所となり東亜経済調査局最高顧問に就任す。戦後はA級戦犯容疑で逮捕され、東京裁判で発狂して入院、免訴となり釈放された。

中野正剛は大正・昭和期の政治家であり、家は旧福岡藩士だった。早稲田大学卒業後、朝日新聞社に入社する。頭山満らアジア主義者と親交が深く、朝日退社後、34歳から衆議院議員に8回当選し、

国会での張作霖爆殺事件追及で頭角を現した。その後急進ファシズムに走り、全体主義運動を唱導し、大政翼賛会常任総務となる。東条内閣の翼賛選挙で推薦を拒否して当選後、反東条色を強め、1943年に倒閣企図の件で検挙され、憲兵隊からの釈放直後に割腹自殺した。次に順にその言説を見していくことにしたい。

先ず北一輝は、日本と朝鮮について次の共通性を指摘している。日本と朝鮮は、「国民生活ノ根本タル思想ニ於イテハ(中略)全然同一系統ニ属スル者」であり、「特ニ純潔ノ朝鮮人ノ血液ヲ多量ニ引ケル者ハ彼ト文明交渉ノ密接セシ王朝時代ノ貴族ニ多ク、現ニ公卿華族ト称セラルル人々ノ面貌多ク朝鮮人ニ似タルハ凡テ其ノ類型ヲ現スモノナリ」⁽³⁾だと述べる。中国に関しては、共通性を述べていない。北一輝は心情的には日韓併合賛成論者であり、他方、中国を巻き込む大東亜戦争のような大戦争には反対の立場だったという見解がある⁽⁴⁾。

次に大川周明だが、彼の思想は日本人のアジア主義者の中のある一類型を典型的に示している。まず第一に、彼は政治行動以外では東アジア並びに同研究にはあまり関心がなく、研究の主な専門分野は印度文明並びにイスラム文明であった。要するに専門は東アジアではなく、戦後南アジア・西アジアと総称される地域である。

大川はインド独立運動に関わり、『印度に於ける国民的運動の現状及び其の由来』(1916年)を執筆してインドの現状を日本人に伝え、また当時トルコのケマル・パシャの活躍など、イスラム復興に活力を得て研究を開始し、後年『回教概論』(1942年)並びにコーランの全訳『古蘭』(1950年)を刊行している。その影響下から井筒俊彦や前嶋信次のような戦後日本を代表するイスラム研究者が輩出された。

ところが東アジアについては、中国の正史や思想以上のこととはあまり知ろうとしない。次に大川の言説の中から、東アジアの文化について述べた部分を掲げることにする。まず朝鮮との共通性だが、「之を内面的即ち文化的に見ますれば、日本と朝鮮とは、ともに儒教及び仏教を精神的根拠とする東洋文明の場である上に、人種的にも殆ど同種といふべき間柄であり、彼我の往来は建国以前よりのことであつたのであります」⁽⁵⁾と言い、北一輝と同様、当時の「日鮮同祖論」の域を出ていない。儒教と仏教を精神的根拠とする東洋文明の同じ一員という解釈も当時の「常識」の範囲内であったろう。

中国・日本の共通性については、さらに次のように述べている。

東洋に於ては、支那及び印度の思想・文化の交流によって、夙くも唐代に東洋文化の成立を見、次で宋代に入りて程朱の理学が生れ、恰も羅馬法王が中世欧羅巴の精神界に君臨せる如く、宋学が印度を除く東亜全域の精神界を支配した。蓋し宋学は、華厳・禪・孔子・老子の諸教説が、宋儒の精神を坩堝として混融せられたる偉大なる思想体系であり、其故にこそ徧く東亜の指導原理たり得たのである。吾国に於ても鎌倉幕府以来程朱の教学が精神界を支配した。日本が宋学の支配を脱却し始めたのは伊藤仁斎・荻生徂徠等が原始儒教への復帰を高調してからのことである⁽⁶⁾。

東アジアの共通文化形成は唐代に始まり、印度文明との交流がその成立に力があったというのが第一点。つづいて宋代の宋学が中国・日本の精神界を支配し、共通の精神文化が形成されたというのが第二点である。第三点は、江戸の古学により日本がそこから脱却したという指摘である。

まず、大川は李氏朝鮮の儒学が宋学一辺倒であり、特に朱子学以外は邪学とされ、陽明学は李朝末期までずっと異端であった等の事実を知らない。知っていれば、日・中・朝と三者を含めて東アジアの共通精神文化が語られたはずである。

次に宋学が江戸の古学や国学により換骨奪胎されてしまった事実は知っていたが、本家の中国においても朱子学のリゴリズムは、王陽明、唐甄によって解体の端緒が開かれ、この傾向は清の戴震によって決定的になったという事実を知らない。知っていれば、日本のみならず、中国においても宋学の精神界からの脱却があったと述べられたはずである。

当時の学界の研究水準では以上の事実は当然分かっていたはずであるから、大川周明はこと東アジアに関しては往事の日本知識人の教養レベルの認識しか、同地域に対して持つておらず東アジアへの関心はそれ程高いものではなかったことは以上より自明であろう。

さらに上二点の唐代における東アジア共通文化形成と、宋代における精神文化形成は、戦後の文部省「学習指導要領」解説書・世界史項と同じ地平にある。

唐の制度・文物に接した四隣の国々はその刺激によってにわかにめざめた。唐代における日本・新羅・渤海・チベット・南詔等の飛躍的な発展は、あたかも大きな燭光によって部屋の隅隅までも明かるく照らされたさまにもたとえられる。(单元二)

宋代には外方の文化はあまり輸入されなかつたため、従来の文化がいっそう消化され、批判されて、儒学・詩学・文学・工芸等の発達を著しく促進させた。かくして宋は武力では東亜の諸国を威圧し得なかつたけれども、そのすぐれた文化によって後世に至るまで中国はもちろん日本・朝鮮・安南等の諸国に著しい影響を与えた。(单元三)⁽⁷⁾

要するに、唐代における東アジア共通文化形成と、宋代における精神文化形成は、日本の知識界の「常識」であり、前者は唐の制度・文物、後者は宋の儒学(宋学)等によって代表されていた。戦前の東アジア共通文化論者というのは、おそらくただの常識的知識人だったということであろう。故に戦前のアジア主義の思想家たちは政治行動や言動でアジア連帯の傾向を示すのみであり、東アジアと日本との共通性に何らかの深い関心を寄せるものがいないのである。数少ないものが常識としてそれを語っているに過ぎない。そしてこの知識人たちの常識では、東アジアの中核は中国であり、朝鮮については無知であることを別段恥とはしなかった。朝鮮は、日鮮同祖論という別概念で日本に既に包摂されていたからであろう。

つぎに中野正剛の言説を考察する。中野こそは大東亜戦争の鼓吹者であり、アジア諸国を従え、盟主日本が大東亜戦争を米英と戦うべきだと主張するファシストでありアジア主義者であった。中野は次のように日中の思想の共通性を述べる。

支那と日本とは思想上交流するものがあります。遠き昔は言はずもがな、明治維新の原動力となつた一つの力は水戸學だと謂ひます。その水戸には明の朱舜水がやつて来て、漢籍を講義し、その節義忠孝の説が水戸學の源泉となり、それが尊王倒幕といふ明治維新の根本活動力となつたんです。これは明末滅びんと

して、而うして最後に光を放つた東洋精神、儒教精神が日本に移し植ゑられて、再び目を發した。明治維新は、私は南宋竝に滅びんとする明等より持つて來たこの儒教精神が興つて力があつたとかう思ふものであります⁽⁸⁾。

ふたたび儒教精神が共通の精神文化であることが語られるが、この度はそれが水戸学になっている。水戸学は、水戸藩独特の儒教的変容思想である。もとより、日本だけの変種の「儒教」であり、東アジア諸国には何らの関係もない。

また明滅亡の折、朱舜水が援軍要請のために日本に亡命し、時の水戸藩主水戸光圀の招聘で水戸入りした。これにより明の儒学(陽明学)が水戸学の源流となり、倒幕思想となり、明治維新の原動力となったという言説は、井上哲次郎・新渡戸稟造・三宅雪嶺らが主催した陽明学会(1908年設立)の系譜を引くものである。小島毅によれば、朱舜水を通して日本に陽明学の正統が移ったとする史觀は、『陽明学』会誌第10号所載の石東国(石崎東国)の論文「水戸学と陽明学」に見られ、元来別派である陽明学と水戸学が軌を一にするものと觀念されたといふ⁽⁹⁾。

以上、北一輝、大川周明、中野正剛という同時代のアジア主義者たちの東アジア認識を検討したわけであるが、彼らが東アジアとの共通性とするものは、朝鮮の場合は日鮮同祖論であり、中国の場合には儒教であった。儒教に関しては、朱子学を重んじるものは宋学を探り、陽明学を重んじるものは水戸学に傾注したりし、その内容は一定しない。要するに、彼らの東アジア認識は江戸時代に漢籍によつてもたらされた儒教と、日韓併合の政治思想の一翼を担つた日鮮同祖論という、当時の知識階級一般的の常識を一步も踏み越えてはいないのである。

(二) 西欧型知識人のアジア主義者の言説

先述したように東アジアの共通文化を語る言説を残す戦前の思想家は少ない。数少ないものを洗い出していく作業をすると、幾つかの時事局面に浮揚するものがあるので、それを拾い集め考察を加えることにしたい。まず、国家主義者とは異なるジャンルでは、西欧型の知識人の中にそれを認めることができる。

「近代の超克」(『文学界』1942年9月号・10月号において企画され、9人の寄稿文と13名の評論家による座談会から成る)会議が対米英開戦という時局下、明治以降の日本文化に多大な影響を与えてきた西欧文化の総括と超克を標榜し、1942年7月、河上徹太郎を司会として2日間に亘り行われた。参加者は主に、京都学派(「世界史の哲学」派)の学者、旧『日本浪漫派』同人、『文学界』同人の文学者、評論家等により構成されていた。

資料を見ると参加者では、津村秀夫が「東亜文化圏」という語彙を3回、「大東亜文化圏」という語彙を1回使用している。津村(1907~1985)は映画評論家で、兵庫県神戸市出身。1931年東北帝国大学独文科を卒業し、朝日新聞社に入社し、同紙の映画批評欄を担当した。戦後は「アサヒカメラ」誌の編集に携わった。

言説の中から、東アジア関連のものを抽出すれば、「新ヨーロッパ文化がドイツを中心に築かれるべ

き運命を持ち、又現に築かれつつあるわけであるが、東亜文化圏においては日本が責任を負わねばならぬ」とあり、以下

アメリカニズムが将来の東亜文化圏の建設にあたつて如何に見えざる障礙となるかについても想ひを致さねばならぬと主張するのであります。東亜文化圏としては、佛印を除けば、泰、マレイ、東印度、比島は素より支那大陸にすら今日果たしてどれだけのヨオロッパ文化が生きてゐようか。いはゆる近代精神がどれだけ生きてゐるか。(中略)

つまり最大の敵はアメリカニズムではないかと思はれるのであります。もう一つ奥を衝けば物質文明、機械文明の發達に如何にして人間精神は戦ふべきやといふ命題になると思はれる。アメリカ流の個人主義とか、享楽主義とか世にいはれる所のものも根柢においてはこれに關連があらう⁽¹⁰⁾。

と、東亜文化圏の内容については語っていないが、その範囲として仏印・タイ・マレーシア・インドシナ・フィリピン・中国大陸を含めている。大東亜共栄圏⁽¹¹⁾からは、南樺太・満洲・朝鮮が欠けているが、ほぼ大東亜共栄圏南部地域を東亜文化圏と置き換えたものに過ぎないことが分かる。ヨーロッパがナチス・ドイツにより新文化圏を築くべくあるように、日本により新文化圏がアメリカニズムの排除という共通命題の下に築かれるべきであると説いているのである。要するに、反米思想の力能を持つ共同圏として「東亜文化圏」を語っている。

この「東亜文化圏」という語彙は、戦後の世界史教科書では学習指導要領第1期(1946～1952)から登場し、60年代一杯まで持続する。次の①に関しては内容、範囲ともになし。②～④の山川出版社の教科書では、唐の制度・文化の伝播地域が東亜文化圏だとあり、範囲は日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)となっている。

①1951年文部省検定済、東北大学名誉教授・文学博士大類伸監修・東京大学助教授吉岡力他編集)『高等世界史』好学社、1951.11)

②村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著・史学会編『再訂 世界史』山川出版社、1952.6) (検定年、発行年不詳、東京大学教授村川堅太郎・東京大学教授江上波夫著『世界史』と内容が同じ)

③村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著『詳説世界史』山川出版社、1960.3

④村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著『詳説世界史』改訂版、山川出版社、1967.3(1963年文部省検定済、1966年改訂検定済)

推測するに、「東亜文化圏」の語は戦中期までには日本に存在し、大東亜共栄圏が達成願望とする地域までいわば當為としてその範囲が広がっていたが、戦後は語彙のみが残存し大川周明に見られるような知識界の常識としての範囲と内容まで縮小したものであろう。朝鮮が無視されずに加わったのは、日韓併合が終戦によって終わりを告げ、日鮮同祖論が退潮したことと関連があるだろう。他に、戦前の朝鮮研究の成果が戦後伝播されたこと、また朝鮮戦争による半島のクローズアップなども関係しているかもしれない⁽¹²⁾。

もう一人、西欧型知識人のアジア主義者として三木清(1897～1945)が挙げられる。三木は兵庫県出身、京都帝国大学で西田幾多郎に師事した。1922年ドイツに留学し、リッケルトから歴史哲学を学び、

のち大学を移籍しハイデガーに師事、実存哲学を研究した。帰国後、1930年代後半には、後藤隆之助・近衛文麿などの友人らによる「昭和研究会」に参画し、文化問題研究会委員、政治動向研究会委員であった。1938年、近衛文麿政権の「東亜新秩序建設」の声明に触発され、東亜協同体論をめぐる論争が始まるや論客となる。1940年、『哲学入門』を書き10万部を越えるベストセラーズを記録、戦時広報に協力した後、1945年、治安維持法違反者を匿い検事拘留処分を受け、豊多摩刑務所に移されて獄死した。

三木清の東アジア共通文化は極めて簡潔であり、「礼儀」である。1941年7月『東亜連盟』に掲載された「謙譲論」によれば、

謙譲は礼儀の精神であるが、礼儀というものは悪しき平等によっては成立しないものである。悪しき平等は道徳的無秩序を結果するものであり、しかるに礼儀は道徳的秩序そのものである。謙虚は悪しき平等觀を越えた最深の平等觀ともいべきもの、すなわち東洋道徳の根底にあるところの無我の思想に立っている。我執を去るということは道に従うことである。道に生きる者であって真に謙虚であることがある。道に生きる者は卑屈でもなく、臆病でもなく、無気力でもない。謙譲は道義そのものである。世に道義を行おうとする者は謙譲でなければならない。謙譲は無我であり、無我にして真の和がある。個人間の和のみでなく、民族の間の和も謙譲によって得られるのである。そこに東洋古来の哲学と道義を根底とする民族協和の基礎があるといわねばならぬ。東洋の道徳において礼というものが根本であったのは、その社会が個人的な社会でなく、協同社会であったことと密接な関係を持っている。謙譲を重んじるということは新しい協同社会の建設を目標とするものである。もとより今日封建的な協同社会を復活させることは無意味であるのみでなく、不可能でもある。新しい秩序には新しい礼儀がなければならず、謙譲のとる形も新しいものでなければならぬ⁽¹³⁾。

一読して「近代の超克」の参加者、注(12)にある西谷啓治に類似していることが見て取れるだろう。両名とも西田幾多郎に師事し、西田哲学の影響下に成長したため東洋道徳の根底を無我の思想におくのである。そして三木清は、謙譲こそが無我であり、民族協和の基礎だと説くのである。また東洋の道徳としての礼が協同社会を形作るといっている。これが三木清の東亜協同体論の核となる東アジアの共通文化論であった。

ところが今日の研究レベルでは、東アジアの「礼」は、日本の謙譲などの礼儀のことではない。古代の『儀礼』経典にあるように中国で礼とは作法のことであり、しきたりのことである。

荻生徂徠が「礼は、天下万事の儀式也。これを学ぶは、今の人吉良・小笠原などの諸礼故実を習ふがごとし」⁽¹⁴⁾というのが正に中国の礼のことであり、簡単にいえば儀式の時に家屋の東の階段から昇るか西の階段から昇るかとか、部屋の東西南北のどこに供え物を陳列するか等のセレモニー・マナーを礼といでのある。日本の礼儀に当たるものはないに等しい。道徳ということであれば、仁義礼智信などであろう。だがその意味内容も異なる。謙譲ということであれば、孟子の四端の一つ「辞讓」が近いかもしれないが、それは当為であり、當時実践されていたものだという保証はない。

簡潔にいえば、三木清も東アジアの何たるかを知らないのである。礼儀くらいは東アジアと日本で同じだろうという、日本人の「常識」的推測で言っているに過ぎない。

このように西欧型知識人のアジア主義者の言説を見していくと、その東アジアの共通文化認識も国家主義者のアジア主義者たちと同じく、全く日本の常識をそのまま信じているだけだということが分かる。要するに彼らは東アジア事情には無知な、竹内好の言うところのアジア連帯という傾向性のみを持つアジア主義者であった。

二、戦後の世界史教科書執筆者たちの東アジア共通文化論

(一) 学習指導要領ならびに同解説書のアジア共通文化論

まず、日本の学習指導要領は以下のように第一期から第七期に分けられる。本論文ではこの区分を全編を通じて用いることにしたい。

第一期(1946年～1952年 検定教科書改訂年度は教科・発行者により異なる)

第二期(1953年～1961年 検定教科書改訂年度は教科・発行者により異なる)

第三期(高等学校学習指導要領1960年告示、1960.10施行、1963年度教科書使用)

第四期(高等学校学習指導要領1970年告示、1973.4施行、1973年度教科書使用)

第五期(高等学校学習指導要領1978年告示、1982.4施行、1982年度教科書使用)

第六期(高等学校学習指導要領1989年告示、1994.4施行、1994年度教科書使用)

第七期(高等学校学習指導要領1999年告示、2003.4施行、2003年度教科書使用)

日本の高校世界史教科書では学習指導要領に1973年(第四期)から2002年(第六期)まで「東アジア文化圏の形成と発展」という項目があった。この「東アジア文化圏」という概念は、前章でも述べたように戦前は「東亜文化圏」といい、山川出版社(以下、山川)の教科書では60年代一杯まで残存しつつ、一方では平行して「東アジア文化圏」がやがてそれに取って代わったものである。この「東アジア文化圏」という語彙は2003年以降の指導要領からはなくなるが、山川の教科書では今日でも使われている。学習指導要領の解説書を以下時代順に考察してみよう。

第一期(1946～1952)では、東アジアを一括りの文化圏にする論はまだないが、日本・新羅・渤海・チベット・南詔等に唐の文化が及んだことを述べる。唐文化は北朝と南朝の文化の融合であり、西方との交流で国際的性格を帶びているとする。唐の文化の国際性が日本を西方につないだという点にも着目する。以下資料を掲げよう。

「唐の制度・文物に接した四隣の国々はその刺激によってにわかにめざめた。唐代における日本・新羅・渤海・チベット・南詔等の飛躍的な発展は、あたかも大きな燭光によって部屋の隅隅までも明かるく照らされたさまにもたとえられる。…思うに漢代に一応実を結んだ中国の文化は、外民族の侵入を契機として華北・華

南の両地域にそれぞれ特殊の発展をとげ、隋・唐に進んで、その両者を合した上に、さらに国際的性格を備えた。日本が西方文化とのつながりを持つに至ったのも唐との交通によってである」(単元二、要旨、p.14)
 (文部省『学習指導要領 東洋史編(試案)』1947.7、国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省 学習指導要領6社会科編(3)』日本図書センター、1980、所収)

第二期(1953～1961)でも、東アジアを一括りの文化圏にする論はまだない。他方、東アジアと日本を分別する視点(日本の特殊性)の強調と平衡を保つものとして、世界史の普遍性という概念が登場し、特殊性と普遍性について述べられる以下資料を掲げよう。

「中国人・朝鮮人などの東洋人とわれわれの生活とにはどのような違いがみられるか」((b)高等学校世界史、III世界史の参考単元、1.参考単元題目例、第1単元、内容1.(2)p.61)「近代以前の諸国家発展の事情を理解することにより、歴史発展の普遍性と特殊性をはあくすること」(同、第1単元、目標3、p.68) (文部省『中学校高等学校 学習指導要領 社会科編 III(a)日本史(b)世界史(試案)』1951年改訂版、明治図書出版、1952.3)

第三期(1960年告示、1960.10施行、1963年度教科書使用)では、文化圏別の学習単位を提案し、そのなかで唐文化を基盤とする東アジア文化圏がはじめて推奨された。しかし、文化圏をいくつかの特定の型に統一することは慎重に避けられた。以下資料を掲げよう。

「「中国の貴族的文化の発展と東西文化の交流」における東西文化の交流については、隋・唐時代のそれに限定するものではなく、漢代以後の東西交通についてもふれることができよいであろう。なおこの際、東アジア文化圏が、唐帝国の時代にはほぼ大成したこと注目させ、また、日本の文化の形成に大きな影響を及ぼしたこと気づかせる必要があろう」(2章4節、3内容、(2)中国社会の展開とイスラム世界の形成 p.111)

「世界史をいくつかの文化圏に区分する試みは、すでに従来からかなり多くの学校で実施され、教育成果もあがっているので、そのような実情から(3)のような留意事項を付記した。しかし、学習指導要領としては、特に一定の型を示すことは避けるようにした。これは、文化圏の分けかたについても、いろいろな類型が出されており、特定の型に統一することは好ましくないと考えたからである」(2章4節、4指導計画作成および指導上の留意事項、(2)文化圏別の内容構成について p.119) (文部省『高等学校学習指導要領解説 社会編』好学社、初版1961.4.15、5版1964.1.20)

第四期(1970年告示、1973.4施行、1973年度教科書使用)では、文化圏のまとめ方と、東アジア文化圏の学習は指導となった。「オリエント文化」、「地中海文化」、「インド文化」、「イラン文化」、「中国文化」の五つの文化のまとめが示され、また、「東アジア文化圏」「西アジア文化圏」、「ヨーロッパ文化圏」の三つの文化圏があげられた。そして東アジア文化圏の定義づけが始まった。儒教を中心とする文化圏であり、中国の南北の文化と西方文化が融合して唐文化となつたが、唐文化は貴族的・国際的であり、唐文化が伝播した地域が東アジア文化圏だとされた。範囲は渤海・新羅・日本・突厥・ウイグル

ル・吐蕃・南詔等、第一期の唐文化の及んだ範囲に、あらたに突厥・ウイグルが加わった。ここにおいて学習指導要領は、山川出版社の教科書に概ね沿うものとなつたと言えよう。以下資料を掲げよう。

「第1は、最近の新しい研究の成果を取り入れ、文化圏別の構成を採用したことである。これは、生徒の理解を容易にすることのほかに、西ヨーロッパ史や中国史にかたよりがちであった従来の傾向を改め、各文化圏の特色および文化圏相互の関連を考察させるとともに、世界の歴史におけるわが国の位置を明らかにすることをねらいとしたものである。これを内容について具体的にみると、内容(1)では、「オリエント文化」、「地中海文化」、「インド文化」、「イラン文化」、「中国文化」の五つの文化のまとまりが示され、また、内容(2)では、「東アジア文化圏」、内容(3)では、「西アジア文化圏」、内容(4)では、「ヨーロッパ文化圏」と、三つの文化圏があげられている点が、改訂前に比べて大きく変わっているところである」(第2章、第4節世界史、1 科目の性格、(2)内容の構成と特色 pp.144-145)

「ここで東アジア文化圏というのは、儒教を中心とする中国の社会・文化などが伝播・普及した地域のまとまりをさしている。…東アジア文化圏の形成については、唐が、華北における北アジア諸民族の制度や剛健な文化と、江南における漢民族の貴族社会やその繊麗な文化とを融合し、そのうえにインド、イラン、イスラム、ギリシアなど西方の諸文化を受容して、国際色豊かな文化を現出したことに留意させる。さらに、唐文化が東アジアの各地に伝播・普及し、渤海・新羅・日本をはじめ、モンゴリアの突厥・ウイグル、チベットの吐蕃、雲南の南詔などが、唐の諸制度・文物を取り入れて、それぞれの国家体制を整えて繁栄し、ここに、唐を中心とする東アジア文化圏が形成され発展していったことに留意させる」(2章4節、3内容、(2)東アジア文化圏の形成と発展、pp.155-156) (文部省『高等学校学習指導要領解説 社会編』大阪書籍株式会社、1972.5.25)

第五期(1978年告示、1982.4施行、1982年度教科書使用)では、東アジア文化圏は当然存在すべき所与のものとなり、18世紀後半ごろまで一貫していたものとなった。唐と同様の体系的法典を編纂・施行したことが実証されるのは日本のみであるにもかかわらず、中国の隣接地域に拡大された。また他の文化圏の型は色々工夫すべきこととされ、三つの文化圏に加え、インド・東南アジアを独立の文化圏することが提起されたが、他方ベトナムは新たに東アジア文化圏に入れられた。以下資料を掲げよう。

「(2) 東アジア文化圏の形成と発展 遊牧民族の活動と中国の社会・文化 中国の社会・文化の変遷と隣接諸民族の発展 中華帝国の繁栄」(社会、第3 世界史、2 内容(2)、p.21)「(イ)各文化圏における歴史の発展や特色を把握させ、文化圏としてのまとまりに着目させること。(ウ)文化圏のまとめ方については、「地理」との関連に配慮するとともに、例えば、インドや東南アジアを独立した文化圏として取り扱うなど、いろいろと創意工夫すること」(社会、第3、3 内容の取り扱い、(1)p.22) (文部省『高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄)』1978.8)

「(2) 東アジア文化圏の形成と発展／遊牧民族の活動と中国の社会・文化、中国の社会・文化の変遷と隣接諸民族の発展、中華帝国の繁栄／ここでは、遊牧民族との接触を通して独自の社会と文化を築き上げた中国を中心として、東アジア文化圏が形成され、発展していった様子を、ほぼ18世紀後半ごろまでについて

一貫して取り扱う。…まず、農耕生活と遊牧生活との相互接触を経て中国に形成され、その隣接諸地域に大きな影響を与えた律令体制などの学習を通して、東アジア文化圏の特色を理解させる。…中国文化を受け止めながら次第に自国の文化を形成していった日本及びその他の東アジア諸国について着目させる。…隋・唐の文化の影響を受けて成立した東アジア文化圏については、中国を中心に展開した文化要素を積極的に導入した日本・新羅・渤海など、農耕世界に限ることも考えられるが、ここでは、隋・唐と争って衰退した突厥、それに代わったウイグル、チベットの吐蕃、中国統治下のベトナムなども含めて考えている」(同章同節、2内容とその取り扱い、(2)東アジア文化圏の形成と発展、pp.89-92)(文部省『高等学校学習指導要領解説 社会編』一橋出版株式会社、1979.5.31)

第六期(1989年告示、1994.4施行、1994年度教科書使用)では、東アジア文化の特色として、漢字と儒教を強調する。また、文化圏間の交流に着目し、交流圏という新しい概念を提起した。文化圏学習で配当時間数や生徒の学習負担で問題が生じていることが推測される。また、朝鮮については我が国と深いかかわりがあるので従前よりもさらに重視するようにとあり、近隣諸国条項(1982.11.24 教科用図書検定基準)の影響がうかがえる。文化圏は従来の三つに、南アジア・東南アジアを新たに加えて四つとし、その独自性を明確にした。以下資料を掲げよう。

「(ウ)隣接する文化圏相互の接触や交流をとらえ、文化の多様性や複合性も理解させる。その際、地中海地域、インド洋地域、中央アジアを文化の交流圏として設定するなど、接触や交流を時間的、空間的にとらえさせる工夫をすること。(エ)内容の(2)、(3)及び(4)に示した文化圏以外にも文化史的にまとまりのある地域を文化圏学習に取り入れることもできるが、その際、全体の配当時間数や生徒の学習負担に配慮すること」((2節2款、同第2、3内容の取り扱い、pp.27-28)(文部省『高等学校学習指導要領 付学校教育法施行規則(抄)』 1989.3)

「イ 東アジアと中国文化／東アジアの風土と諸民族、漢字文化、儒教と国家などに着目させ、東アジアの歴史・文化の特色を理解させる」(第2章各科目、第1節世界史A、2内容とその取り扱い、(1)諸文明の歴史的特質、p.17-18)「とくに朝鮮については我が国と深いかかわりがあり、従前よりもさらに重視するようにする」(同章同節、同2、同(2)、ウ、p.58)「文化圏は東アジア、西アジア、南アジア、ヨーロッパの四つを内容で示した。南アジア、東南アジアは、従前の内容では西アジアの中で扱っていたが、今回、「(3)西アジア・南アジアの文化圏と東西交流」に中項目「ウ 南アジア・東南アジア世界の展開」を設け、文化圏としての独自性を明確にした」(同章同節、3指導計画の作成と指導上の配慮事項、(2)文化圏学習の展開、イ文化圏の設定、p.85) (文部省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』 実教出版株式会社 1989.12.25)

第七期(1999年告示、2003.4施行、2003年度教科書使用)では、学習内容の増大を考慮したためという理由で、文化圏中心の学習指導が完全に放棄された。しかし唐は政治制度や文化を整え、周辺諸国との間に安定した関係を結び、名実ともに東アジア世界を形成したということで、東アジア文化圏は東アジア世界と改められた。以下資料を掲げよう。

「ア 東アジア世界／東アジアの風土と諸民族、漢字文化、儒教、中国を中心とする国際体制に触れ、日本を含む東アジア世界の特質を把握させる」(第2節地理歴史、第2款各科目、第1世界史A、2内容、(1)諸地域世界と交流圏 p.24) (文部科学省『高等学校学習指導要領 付 学校教育法施行規則(抄)、中等教育学校等関係法令(抄)』平成11年3月告示、14年5月一部改正、(平成15年4月一部改正、15年12月一部改正、18年12月一部改正、19年3月一部改正、 国立印刷局、初版1999.4.5 改訂版2004.1.20 平成19年3月改訂版2007.5.30)

「文化圏による構成は、昭和45年告示の学習指導要領以来とられてきたもので、それがねらいとした多元的な世界史構成はほぼ定着したが、他方、東アジア、西アジア、南アジアの諸文化圏の内容を充実したことにより、世界史全体の学習内容が増大しがちな面があった。こうした点を考慮し、今回の改訂では、地域世界別の構成とした。「世界史B」の内容に示された地域世界には、西アジア・地中海世界、南アジア世界、東アジア・内陸アジア世界、イスラーム世界、ヨーロッパ世界などがある。地域世界は、時間的なスケールのとり方、同時代史的な横のつながりの重視という点などで、文化圏と異なっている」(2章、第2節世界史B、1科目の性格と目標、(2)改訂の要点、pp.43-44) (文部科学省『高等学校学習指導要領解説 地理歴史編』実教出版株式会社 初版1999.12.28、一部補訂2版発行2005.5.30)

以上を簡単にまとめておこう。「東アジア文化圏」は第三期で推奨され、第四期で指導となり、第七期で放棄された。その間、第五期では、唐と同様の体系的法典を編纂・施行したことが実証されるのは日本のみであるにもかかわらず、中国の隣接地域に虚構の「律令体制」が拡大された。

「東アジア文化圏」の地域は、第三期までは日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔だったが、第四期で突厥・ウイグルが加わり、第五期ではベトナムが加わった。このように「東アジア文化圏」は、恣意的に膨張したのであり、歴史的な根拠は全くないと言わねばならない。「東アジア文化圏」の共通文化は、第三期では唐文化(中国南北文化の融合と西方文明の合体により、貴族的かつ国際的な文化)であり、第四期では儒教が加わり、第六期では漢字と儒教が強調された。そして第七期で文化圏自体が放棄され、「東アジア世界」と改められた。この「東アジア世界」の内実は唐の政治制度や文化と周辺との外交関係である。

世界の文化圏の数も時代により変化した。第三期では文化圏を特定することには禁欲的であったが、第四期では「東アジア文化圏」、「西アジア文化圏」、「ヨーロッパ文化圏」の三つであったが、第五期では「南アジア・東南アジア文化圏」が加わり四つになった。文化圏自体も第七期で放棄された。

さらにまとめると、「東アジア文化圏」はまず唐文化の伝播地域として始まったので、日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔だったが、突厥・ウイグルにも唐文化が波及していたのではないかということで二つ増え、儒教が文化要素として強調されたのでさらにベトナムが加わったものと思われる。また第五期でベトナムが加わった原因として、NIESの成長に加えてASEANの経済的勃興があったことが挙げられよう。以上のように、「東アジア文化圏」とは曖昧な概念であり、東アジアの共通文化内容を確定することも、地域を画定することも遂にはできなかつたのであり、最後までこの概念を支配していたのは戦前同様の日本知識人の「常識」に過ぎなかつた。結果、破綻し放棄されるに至つた。

(二) 山川出版社の世界史教科書におけるアジア共通文化論

山川出版社の世界史教科書については第一期から第七期を通じて計11冊を分析した。内『世界史』『詳説世界史』系統は9冊、『世界の歴史』『新世界史』系統は2冊である。

『世界史』『詳説世界史』系統は第一期から第六期を通じて執筆者がほとんど変わらない。村川堅太郎・江上波夫・林健太郎がその執筆陣である。第七期になって初めて執筆陣が変わり、佐藤次高・木村靖二・岸本美緒他数名になった。半世紀、執筆陣が変わらなかつたのである。ちなみに全員東京大学文学部の関係者である。

「東亜文化圏」の語は第一期からあり、「東アジア文化圏」は第二期から平行して始まり、第七期まで続く。文化圏の内容は唐制度と唐文化であるが、唐制度の伝播地域がないものが4点ある。日本・新羅・渤海と書かれたものが6点、日本・新羅とあるものは1点である。

唐文化の伝播地域は、『世界史』『詳説世界史』系統に限って言えば、1952年版で日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)、1957年版で日本・新羅・渤海に曖昧な地域としてウイグル・チベット(吐蕃)・南詔が加わる。曖昧な地域とは、伝播内容がはっきり書かれていま、ただ地域名が並列されているような場合を指している。1960年版では日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)、1972年版では日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔に曖昧な地域としてベトナム(越南・安南)が加わる。1982年版では日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔に曖昧な地域としてベトナム(越南)が加わり、また朝貢国としてカンボジア(真臘)・チャムパー(林邑・環王)・シュリーヴィジャヤ(室利仏逝)が加わった。執筆者が変わった2006年版では日本・新羅・渤海・南詔に曖昧な地域として突厥・ウイグル・チベット(吐蕃)が加わった。系統の違う1977年の『世界の歴史』では日本・新羅に曖昧な地域として突厥・ウイグル・チベット(吐蕃)、そして2007年の『新世界史改訂版』では日本・新羅・チベット(吐蕃)・南詔に曖昧な地域として突厥・ベトナムが加わり、カンボジア(真臘)・チャムパー(林邑・環王)・シュリーヴィジャヤ(室利仏逝)については東アジアとは関係なく、「インド文化圏」に属すると帰属が明確にされた。その唐文化の内容は貴族趣味と異国情緒が基本で、国際的と言い換えたものが三つあるだけである。このような文化内容で何故「東アジア文化圏」を確定できるのか甚だ疑問であり、その結果として文化圏に含まれる地域は恣意的に増減し、伝播した文化内容の曖昧な地域が恒常に活用されるようになった。1980年代になり、文化圏が東南アジアまで急に膨張するのは、学習指導要領解説書と同様、NIESの成長に加えてASEANの経済的勃興があつたためだろう。

また、「東アジア文化圏」設定の説明として、唐の制度・文化の伝播地域とするものと、唐文化の伝播地域とするものが混在している。そして日本以外の地域では律令制の体系的伝播と編纂・施行が実証されないので、山川出版社の教科書ではこれを守って、日本だけの律令国家成立を語っていた。この点は他社の教科書に比べて大いに評価できるのだが、日本の律令国家体制を説明せずに唐制のみを語るものが1点、唐風として日本の律令国家体制を説明するものが1点あった。残念なことは、執筆陣の変わった第七期において「東方の朝鮮や日本では、朝貢制度をつうじて唐の律令体制・都城の制・佛教文化などをとり入れ、みずからの国家の整備に役立てた」(p.90)とあり、律令体制が実証されていない古代朝鮮にも律令体制があつたと初めて書いたことである。

山川の教科書と学習指導要領解説書との関係については、学習指導要領解説書が山川の教科書を後追いしている状況が明瞭であり、「東アジア文化圏」の語は山川では第二期からあるが、学習指導要領解説書では第四期から初めて指導項目になる。また、「東アジア文化圏」としてのベトナムは、山川では第四期に登場するが、学習指導要領解説書では第五期で新たに加わる。学習指導要領解説書では第七期で「東アジア文化圏」の指導を放棄するが、2007年版『詳説世界史B(改訂版)』では「東アジア文化圏」論を堅持し続けている。『世界史』『詳説世界史』系統以外はこの限りではない。

以下資料を掲げることにしたい。①から⑧は分析のための主要項目である。

①唐の制度の伝播地域②唐文化の形成③唐文化の特徴④唐文化の伝播地域⑤文化圏設定の説明⑥曖昧な地域⑦日本の独自性⑧特徴的なイデオロギー、その他。

第一期(1946～1952)

(1) 村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著 史学会編『再訂 世界史』山川出版社、1952.6(検定年、発行年不詳、東京大学教授村川堅太郎・東京大学教授江上波夫著『世界史』と、内容的に同じである)
→①唐の制度の伝播地域は、日本・朝鮮・渤海②唐文化は南北融合であり、西方との交流で国際的
③唐文化の特徴は貴族趣味と異国情緒④唐文化の伝播地域は、日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)⑤唐の制度・文化の伝播地域が、東亜文化圏、⑥なし⑦日本の国家形成には唐制の採用が大きく影響したが、律令の説明無し⑧「隋唐の影響によって東アジアの諸民族がめざめて独立」、「文化は高いところより低いところへ流れる」

第二期(1953～1961)

(2) 検定年不載 村川堅太郎・江上波夫・山本達郎・林健太郎著『改訂版 世界史』山川出版社、1957.4.5
→①なし②唐文化は南北融合③唐文化の特徴は異国的情緒を交えて、国際色豊かな総合的貴族文化④唐文化の伝播地域は、日本・新羅・渤海⑤唐文化の伝播地域が、東アジア文化圏⑥ウイグル・吐蕃・南詔⑦日本の律令国家成立⑧中国といわず、シナという点。

(3) (村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著『詳説世界史』山川出版社、1960.3)
→①日本・朝鮮・渤海②南北融合であり、西方との交流で国際的③貴族趣味と異国情緒、④日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)⑤唐の制度・文化の伝播地域が、東アジア文化圏、⑥なし⑦日本の律令国家成立⑧「隋・唐の影響によって東アジアの諸民族はめざめて独立」、「文化は高いところから低いところへ流れる」

第三期(高等学校学習指導要領1960年告示、1960.10施行、1963年度教科書使用)

(4) 1963年文部省検定済、1966年改訂検定済、村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著『詳説世界史』改訂版、山川出版社、1967.3
→章題のみ「東アジア文化圏」となった。他の引用箇所はすべて1960年版と記述が同じで、文中では「東亜文化圏」の語を用いている。

第四期(高等学校学習指導要領1970年告示、1973.4施行、1973年度教科書使用)

(5) 1972年文部省検定済、東京大学名誉教授村川堅太郎・東京大学名誉教授江上波夫・東京大学

名誉教授山本達郎・東京大学長林健太郎著『詳説世界史』(新版)山川出版社、1977.3

→①唐文化と諸制度は周辺諸民族に多くの影響をあたえたというが、制度の伝播地域なし、しいて言えば日本の律令のみ②南北融合であり、西方との交流で国際的③貴族趣味と異国情緒④日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔、また新羅の骨品制に言及した。⑤唐の制度・文化の伝播地域が、東アジア文化圏⑥ヴェトナム(越南・安南)初出⑦日本の律令国家成立⑧「隋・唐の影響を受けた東アジアの諸民族は覚醒」

(6) 神田信夫・柴田三千雄著『世界の歴史』1977.3.5、(『世界史』『詳説世界史』とは別系統、1977から始まる)

→①日本・新羅②六朝にはじまる貴族文化成熟、外来文化融合③貴族文化・外来文化、④日本・新羅⑤なし⑥突厥・ウイグル・吐蕃⑦日本の律令国家成立⑧文明圏を前書きで語るも、章題は「東アジア世界」を採用。「隣接諸国の自立」で周辺国を語る。新羅の骨品制について、否定的な見解を述べる。

第五期(高等学校学習指導要領1978年告示、1982.4施行、1982年度教科書使用)

(7) 1982年文部省検定済、村川堅太郎・江上波夫・山本達郎・林健太郎著『詳説世界史』(新版)山川出版社、1983.3

→①なし②南北融合であり、西方との交流で国際的、③貴族趣味と異国情緒④日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔⑤唐文化の伝播地域が、東アジア文化圏、⑥ヴェトナム(越南)。また、唐の朝貢国としてカンボジア(真臘)・チャムパー(林邑・環王)・シユリーヴィジャヤ(室利仏逝)が登場⑦日本の律令国家成立⑧60年版からつづいていた「概説」がなくなった。

第六期(高等学校学習指導要領1989年告示、1994.4施行、1994年度教科書使用)

(8) 1993年文部省検定済、村川堅太郎・江上波夫・林健太郎・成瀬治著『詳説世界史』(新版)山川出版社、1994.3 →まったく上に同じ。

第七期(高等学校学習指導要領1999年告示、2003.4施行、2003年度教科書使用)

(9) 2006.3.20文部科学省検定済、佐藤次高・木村靖二・岸本美緒他3名著『詳説世界史B』(改訂版)山川出版社、2007.3.5

→①日本・朝鮮が朝貢で唐制度(律令体制・都城の制)・文化(仏教文化)を導入。渤海は官僚制と都市プラン導入。新羅については唐の官僚制を導入したが、社会の基盤は骨品制といわれる氏族的な身分制②周辺地域の多様な要素を取り入れた③国際的④日本・新羅・渤海・南詔⑤唐文化の伝播地域が、東アジア文化圏⑥突厥・ウイグル・チベット(吐蕃)⑦日本の律令国家体制成立⑧唐制度導入の説明が詳しい点。その他、執筆陣が若返った。

(10) 2006.3.20文部科学省検定済、佐藤次高・木村靖二・岸本美緒他4名著『高校世界史』(改訂版)山川出版社、2007.3.5→ほとんど上に同じ。

(11) 2007.3.22年文部科学省検定済 柴田三千雄・弓削達・辛島昇・斯波義信・木谷勤・近藤和彦他5名著『新世界史 改訂版』山川出版社、2007.3.5(『世界史』『詳説世界史』とは別系統。1984年から始まる)

→①日本・新羅・渤海。新羅については唐の官制を導入したが、社会は骨品制②南北統一と世界帝

国建設③国際色にみちた文化④日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)・南詔⑤東アジア文化圏無し、消滅した⑥突厥、ベトナム。唐の朝貢国、カンボジア(真臘)・チャムバー(林邑・環王)・シリーヴィジャヤ(室利仏逝)についてはインド文化圏に属すると帰属を明確にした⑦日本の律令国家体制、唐風と枕詞がつく⑧インド文化圏で、東南アジア朝貢国を唐文化から分離する。

(三) 他出版社の世界史教科書におけるアジア共通文化論

1. 東アジアの共通文化としての「律令」伝播記述について

他出版社の世界史教科書については第一期から第七期を通じ、1951年から2008まで計32冊を分析した。前言すれば、これらはパセティックなほどの東アジア共通文化探索の試みであったと言うことができるであろう。

まず、律令が唐から東アジア諸国に伝播したと確言する教科書が32冊中、11冊存在していた。これは山川の教科書でも第七期で初めて現れた現象である。三国時代から統一新羅時代にかけてのことを記した『三国史記』に、「律令」ないしその編目名と思われるもの、さらに律令に改変を加えた条文を集成した法典を指す「格」という文字がしばしば見られるが、これらの用語は法令を表す一般的な用語ととらえるべきであり、少なくとも唐や日本と同様の「律令」を統一新羅ほか朝鮮半島諸国が編纂・施行したことではなく、唐と同様の体系的法典を編纂・施行したのは、当時では日本だけだったと実証されている。にもかかわらず、三分の一が確言するという事態は早晚改善されるべきものと心得る。

通し番号	伝播地域	著者	書名	出版社	検定年	発行年	使用下限
(3)	新羅・渤海・南詔など	(千代田謙・増井経夫『世界の歴史』三省堂、1954(55)~56)					
(4)	東アジア諸国	(原隨園『世界史』教育図書、54(55)~58)					
(5)	新羅・渤海・日本	(上原専祿・江口朴郎・太田秀道・西嶋定生・野原四郎『高等学校社会科 高校世界史』実教出版、55(56)~58)					
(12)	日本・朝鮮	(高山一十・今堀誠二他4名『世界史B』修文館、64(65)~67)					
(23)	新羅→日本	(西川正雄・矢澤康祐他10名『世界史B』三省堂93(94)~97)					
(24)	東アジア地域	(池田温他13名著『詳解 世界史』清水書院、94(95)~04)					
(25)	南詔・新羅	(鶴見尚弘・渥塚忠躬他9名『高校世界B』実教出版、03(04))					
(26)	新羅・日本	(西川正雄・中村平治・矢澤康祐他15名『世界史B改訂版』三省堂、06(07))					
(29)	唐の近隣諸国	(向山宏10名『改訂版世界史B 人、暮らしがあふれる歴史』第一学習社、06(07))					
(31)	朝鮮半島・日本列島などの唐の周縁諸地域	(川北稔・青野公彦・重松伸司・清水和裕・小杉泰・吉沢誠一郎・杉本淑彦・杉山清彦・桃木至朗著『新詳世界史B』帝国書院、07(08))					

資料通り番号(5)の「かくて東アジアでは、唐を中心とする律令国家群が成立し、唐はその宗主と自任していたのである」、(23)の「新羅は(中略)また律令制を整備し、国家仏教を発展させた。この律令

制や仏教文化は日本にも伝えられた」という記述は、事実を大きく踏み外し、アジア主義のイデオロギーが物語を誘導した好例であろう。

(5)の執筆陣中の上原専祿と西嶋定生は、李成市『東アジア文化圏の形成』によれば同志である。上原専祿は当時の日本人が米国の政治的従属下にあり、このままでは戦後のアジア・アフリカ諸国と直接向き合うことが出来ず、これでは真に世界史を生きることが出来ないと感じ、1956年『日本国民の世界史』を執筆、ヨーロッパ的価値の一元性ではなく諸地域の多元性を積極的に認め、複数の歴史的世界を提起した。「西嶋氏は上原氏の問題意識に啓発され、それを共有し、すぐれて現実的な課題を取り組みながら、上原氏とともに八年にわたって世界史教科書の作成に携わった」という⁽¹⁵⁾。

上原専祿は当時一橋大学教授(1899~1975)、日教組国民教育研究所初代所長、西嶋定生(1919~1998)は当時東京大学助教授、57年からは教授であった。西嶋は『岩波講座日本歴史第2巻(古代2)』(1962年)所収の「六~八世紀の東アジア」という論文で、中国の国内体制である封建制を外延化したものとして隋唐時代の冊封体制を認識し、それに基づいて中国と結びついた地域が「東アジア」であると述べていたが、その後同様の観点から「東アジア世界」の形成と変容の過程を描いた「東アジアとは何か」(『東洋史入門』有斐閣、1967年)を通じて論理の体系化を図り、1970年発行の『岩波講座世界史巻4(東アジア世界の形成)』の冒頭論文「総論」において、漢字文化・仏教・儒教・律令を東アジアの共通文化として定義した。

今日では、戦後の反米左派の学者とアジア主義の学者が、世界史教科書を材料にアジア主義のメタ物語を創造したと簡潔に論評できるが、両者の当為には対米従属から脱したいというパセティックな情感が強く看取される。戦後のアジア主義者は、戦前の国家主義者や民族主義右派が大東亜戦争の挫折によりアジアへの関心から大きく後退するのと反比例するように、当初民族主義と反米思想を帶びた学者中心の左派として再登場したのであった。

通し番号(23)執筆陣の西川正雄(1933~2008)は東京大学教授、ヨーロッパ近現代史、とくに社会主義運動史が専門であり、矢澤康祐は専修大学文学部教授、朝鮮近世史・日朝関係史の専門である。

2.唐文化の固定的特徴と伝播地域の恣意的な膨脹・縮小

東アジアの共通文化の基盤を作ったとされる唐文化の特徴は、32冊中28冊と殆どが、国際的、世界的、国際色、国際性など、要するにインターナショナルという内容であり、以下4冊のみが特殊である。

- ・(19) 1981.3.31文部省検定、土井正興・小倉芳彦・阪東宏・小島晋治著『新世界史』三省堂、1982.3.30初版→なし
- ・(23) (1993.2.28文部省検定、西川正雄・矢澤康祐他10名著『世界史B』三省堂、1994.3.30→貴族から解放された、新興地主などの新しい知識人の文化
- ・(24) 1994.2.15文部省検定、池田温他13名著『詳解 世界史』清水書院、1995.2.15初版→漢字・儒教・仏教・律令などの独自文化
- ・(31) 2007.3.22文部科学省検定済、川北稔・青野公彦・重松伸司・清水和裕・小杉泰・吉沢誠一郎・杉本淑彦・杉山清彦・桃木至朗著『新詳世界史B』帝国書院、2008.1.20→前半は外来色が濃く貴族趣

味的、後半は復古的で力強さを重んじる文化

唐文化の伝播地域並びに曖昧な地域は、第一期の学習指導要領に登場する「日本・新羅・渤海・チベット・南詔」を基本として、各教科書千差万別であり、法則性を見出すことができない。資料を後に掲げるのでそれを参考願いたい。新しい地域が初めて加わる教科書を次に挙げておく。

・(6) 京都大学教授 貝塚茂樹・一橋大学教授 増田四郎・東京教育大学教授 小竹文夫・朝日新聞社論説主幹 笠信太郎著『世界史B』自由書房、63年発行、64年まで使用→曖昧地域に突厥・ウイグルが始めて加わる。第四期学習指導要領(1970年告示、1973.4施行、1973年度教科書使用)の突厥・ウイグルの添加指示より早い。この後、(7) 1963文部省検定、和田清・山中謙二著『高等学校 世界史B』日本書院(表紙に64年発行、66年までのメモ有り)で、突厥・ウイグルは確定地域入りする。この教科書の「突厥やウイグル、とりわけウイグルは、唐文化の輸入に非常に熱心」というのは極めて独自の見解であり、根拠はない。

・(10) 1963.4.20文部省検定、榎一雄・堀米庸三著『標準高等世界史』講談社、1964.1.20

→確定地域に、安南(ベトナム)が初めて加わる。第五期学習指導要領(1978年告示、1982.4施行、1982年度教科書使用)のベトナムの添加指示より早い。

・(13) 1963.4.22文部省検定、1966.4.11改訂検定、東京教育大学教授、文学博士 酒井忠夫・東京大学教授 高橋幸八郎他3名著『改訂 世界史B』秀英出版、1967.3.25改訂初版→確定地域に林邑、曖昧地域に占城(チャンパー)・真臘(クメール人の国)・シュリービジャヤが初めて加わる。学習指導要領にこの添加指示はないが、山川では(7)1982年文部省検定済、村川堅太郎・江上波夫・山本達郎・林健太郎著『詳説世界史』(新版)山川出版社、1983.3で、曖昧地域としてベトナム(越南)、また、唐の朝貢国としてカンボジア(真臘)・チャムパー(林邑・環王)・シュリーヴィジャヤ(室利仏逝)が登場している。山川より20年前に始まりその後も曖昧地域として、通し番号(14)(17)(18)と70年代を生き延び、(27)で朝貢国としてチャムパー・シュリーヴィジャヤが2000年代に再登場した。

要するにここでも、「国際的」な唐文化は確定地域・曖昧地域を自在に変え、変幻自在に膨脹したり縮小したりしたのである。山川が慎重に時代的要請に応えて東アジア文化圏地域を膨脹させていったのに比べ、他社の教科書はより基準が曖昧だったと言えるだろう。

3. 「東アジア文化圏」「東アジア世界」における文化論と国際関係論の相剋

繰り返すが、本章での調査対象とした教科書は57年間で32冊に過ぎないものである。従ってこのうち何割が「東アジア文化圏」を用いたかを算出することはあまり意味のある計算とは思われない。そこで学習指導要領が「東アジア文化圏の形成と発展」という指導項目を掲げていた、1973年(第四期)から2002年(第六期)までの間、他社教科書がこれにどのように対応していったかを概観してみよう。

通し番号(16)からが第四期であるが、資料から分かるように文部省の指導とは逆に、「東アジア文化圏」学習は前の時代の高揚期を終え、既に倦怠期に入っていたことが分かる。記述は次第にステレオタイプ化し、(17)では敢えて東アジア文化圏の語を用いないにもかかわらず、東アジアの文化的まとまりを語り、各国の唐文化輸入についてほとんど述べていない。嫌々学習指導要領に則っていることは明白である。

(19) 1981.3.31文部省検定、土井正興・小倉芳彦・阪東宏・小島晋治著『新世界史』三省堂、1982.3.30初版では、「今回の新版で心がけたのは、(中略)生徒諸君の学習意欲をますます白けさせたくない、ということであった」とはつきりと倦怠感について述べ、「複数民族を包含する『文化圏』を設定したり、隣接する文化は高い所から低い所に流れる、といった説明が行われることがある」と、文化圏論に批判口調であり、山川の(1)村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著 史学会編『再訂 世界史』山川出版社、1952.6、(3)村川堅太郎・江上波夫・林健太郎著『詳説世界史』山川出版社、1960.3にある、「文化は高いところから低いところへ流れる」という文化絶対主義を遡って揶揄している。

またこの間、韓国・中国との間に歴史教科書問題が持ち上がり、第六期(1989年告示、1994.4施行)の学習指導要領解説書では、東アジア文化の特色として漢字と儒教を強調し、また近隣諸国条項(1982.11.24 教科用図書検定基準)の影響で、朝鮮に配慮することを指示しているが、これが意外な足かせとなり、以後の教科書執筆に影響を及ぼし始める。

(23) 1993.2.28文部省検定、西川正雄・矢澤康祐他10名著『世界史B』三省堂、1994.3.30は、まず学生の倦怠感を打ち破ろうとしたものか、前書きに、「…諸君の一人一人が歴史の産物なのだ。自分は好きな生き方をする、よけいなお節介はごめんだと思うのはよい」といい、自分をとりまく社会の形成くらいは知るべきだと怒り口調で語り、漢字の読み仮名を大幅に増やし、新羅にシンラのルビ(現代朝鮮語音のつもりならば正しくはシルラである)を入れたのも、あるいは真新しさの強調だったものかもしれない。しかし日本は新羅からまず律令制を受け入れ、その次に中国の先進的な制度と文化を吸収し、そのあと律令国家をつくったというように、韓国学者の「自尊史観」さながらの説を掲げたことは議論の余地があるだろう。新羅から日本への律令制の伝播を論証なしに断定したものは、調査対象32冊中、この1冊のみであった。

このような近隣諸国条項の影響とそもそもの倦怠が極まると、2000年に入ってからの第七期には、(25)のように唐との関係地域を冊封関係と朝貢関係の二つに分け、制度・文化の伝播中心の解釈から、冊封・朝貢関係中心へと、唐と周辺諸国との関係認識の学習は移行していった。(26)では唐と東・西突厥、ウイグル、渤海、新羅、吐蕃、南詔などとの関係は、朝貢を含む冊封体制だったといい、(27)では、かつての堀敏一・板垣雄三・今井宏・西川正雄他1名著『新詳世界史』(帝国書院、1983.1.20)と同じく、周辺諸民族をざっと並べて、唐の制度や文物を取り入れたと一括りにして面倒な地域分けを一举に解消している。

(28) 2006.3.20文部科学省検定済、相良匡俊他7名著『新選世界史B』東京書籍株式会社2007.2.10は、「…渤海は、その繁栄ぶりから「海東の盛國」とよばれた」と「海東盛國」(『新唐書』)を加え、一応韓国に配慮し、新たに図を置き冊封・朝貢・対抗の国際関係を分けて記述した。冊封関係の百濟・新羅・高句麗・渤海・南詔、朝貢関係の日本・真臘・チャンバー・シュリーヴィジャヤ、対抗関係は東突厥・西突厥・ウイグル・吐蕃・アッバース朝だとし、文化より国際関係重視の教科書へと教科書記述は次第に移っていったのである。しかし最後の項目が対抗関係では東アジア世界からの離反者になってしまう。そこで(30)2006.3.20文部科学省検定、尾形勇他7名著『世界史B』東京書籍、2007.2.10発行では、これも図を置き、冊封関係は百濟・高句麗・新羅・渤海・南詔であり、朝貢関係は日本・真臘・チャンバー・シュリーヴィジャヤだとし、次に家父長制的関係の応用(本文にいう家の礼)といい

唐との関係を再定義した。要するに新しい親和概念を編み出し、突厥・ウイグル・吐蕃を東アジア世界につなぎ止めたのである。

そして、(31) 2007.3.22 文部科学省検定済、川北稔・青野公彦・重松伸司・清水和裕・小杉泰・吉沢誠一郎・杉本淑彦・杉山清彦・桃木至朗著『新詳世界史B』帝国書院、2008.1.20では、新しいイデオロギーが登場した。「東晋にはじまり、南朝・北朝で発展し隋唐にいたる文化の流れを晋唐文化といい、日本を含む東アジア共通の文化的土壤となった」「朝鮮半島・日本列島などの唐の周縁諸地域では、漢字を媒体として律令・都城制・仏教文化を取り入れた国家が整備され、現在につづく漢字文化圏が形成される」といって、「かたや東方・南方の朝貢国に対しては、冊封関係を結んで世界帝国としてふるまい、唐は力関係や国際情勢に応じて多様な関係を展開した」とし、晋唐文化を土壤とする漢字文化圏という文化圏を新たに創設し、冊封・朝貢関係は東方・南方の朝貢国へと押しやったのであった。

以下資料を掲げることにしたい。①から⑧は分析のための主要項目である。

①唐の制度の伝播地域②唐文化の形成③唐文化の特徴④唐文化の伝播地域⑤文化圏設定の説明⑥曖昧な地域⑦日本の独自性⑧特徴的なイデオロギー、その他。以下、項目ごとにまとめる。なお冊数が多いため、引用文は、そのほとんどを省略することにする。

第一期(1946～1952)

(1) 1951年文部省検定済、東北大学名誉教授 文学博士大類伸監修・東京大学助教授吉岡力他編集)『高等世界史』好学社、1951.11)

「…大化の新政が展開した。以後隋・唐の制度を手本として律令国家の建設に努めた。したがって奈良時代はいわば小唐国の内容を備え、唐風の文化を示した。…しかし唐と同じく、この文明も農民の犠牲の上に立っていた。大化改新で農民は自由になったが、いわば天皇国家そのものに隸属したものであり、旧来の豪族は官僚貴族としていろいろの特権を与えられ、勢力を更新した」(同章、第6節古代日本と大陸文化の影響、pp.78-79)

→①なし②唐文化は南北融合であり、西方との交流で国際的③国際的④なし⑤東亜文化圏、文中になし節名としてのみあり⑥なし⑦日本の律令国家体制、しかし小唐国で唐風⑧マルクス主義史観

(2) 1951年文部省検定済、東大教授三上次男・お茶の水女子大助教授尾鍋輝彦共著『世界史 上(高等学校第2,3学年用)』中教出版、1951.6

「荒涼とした東北満州の一角、吉林省、東京城の地に大きな廃城があった。…この廃城の平面図は、唐の長安のそれと少しも変わりなかった。我が国の学者たちがしらべた結果、これは渤海国(トヨキン)の首府の上京龍泉府の跡であることがわかった。そして宮殿の一部からは、わが国との交通の事実を物語るように和同開珎が発見された。8世紀の初め、東満州から北朝鮮にわたる地方を領土にしてマッカツ(靺鞨)族の渤海国が生まれ、中国の制度を取り入れて、整った国家制度をつくった」(単元Ⅱ 中世のヨーロッパの社会と文化は、どのようなものであったか。またそのころのアジアの社会と文化は、どのようなものであったか、第十一章東アジア文化圏の成立、満州、p.129)

→①日本・新羅・渤海②南北融合であり、アジア諸国から流入文化と合体して国際色豊か、③国際的で貴族文化④日本・新羅⑤唐の政治制度・支配組織・文化の伝播地域が、東アジア文化圏⑥チベット

(吐蕃)・南詔⑦日本の律令国家体制⑧渤海の都市プランを唐文化の影響とし、日本の和同開珎から日本との交通を語る。渤海の唐の都市プラン受容の話は、その後第6期、第7期でふたたび甦る。

第二期(1953~1961)

(3) 1954年文部省検定済、広島大学教授文学博士千代田謙・金沢大学教授増井経夫著『世界の歴史』三省堂、刊行年月記載なしだが、表紙に55年発行、56年まで使用のメモ有り。

→①唐の法制・官制の伝播地域として日本・新羅・渤海・南詔②唐文化は東西との交流で国際的、世界帝国の主人として蛮夷に君臨、③国際的④新羅・渤海・日本・南詔⑤文化圏なし。しかし漢字・漢文・法制・官制・律令国家・仏教などで共通の文化を持つ東アジア、⑥なし⑦三省六部は日本の古代政府の原型、日本の律令国家体制、⑧古代で共通の文化を持ちながら、東アジア諸国と日本の発展の形が、後世違つてくることを強調する。

(4) 1954年文部省検定済、京都大学教授原隨園著『世界史』教育図書、1955)

→①唐の律令制度は東アジア諸国の模範②唐文化は立派な制度を建て、西方と交流③国際的・貴族的④日本・新羅・高句麗・渤海・チベット・雲南・インドシナ⑤文化圏なし。しかし唐文化は一大文化圏をつくり、中国文化が東洋文化の大きな要素となる基、⑥なし⑦なし⑧章立てに東アジア文化圏はないが、次の第5章にイスラム文化圏がある。本書の文化圏はこれのみ。

(5) 1955年文部省検定済、一橋大学教授上原專祿・東京大学教授江口朴郎・都立大学助教授太田秀道・東京大学助教授西嶋定生・中国研究所理事野原四郎著『高等学校社会科 高校世界史』実教出版、1955.5.25

「新羅・渤海・日本の3国は、いずれも使節や留学生を唐に派遣し、唐もまたこれらの国の人々を異国民として差別しなかった。それは唐の制度とこれら3国の制度とが驚くべき共通性をもっていたからであろう。これらの3国の都のつくり方や土地制度・税制・官制などは、唐の制度ときわめてよく似ている。これは新羅や日本が国家権力を確立しようとする場合、唐を模範として、律令国家の形をとったからである。これとともに、仏教を初めとする諸文化も、これらの国々に伝わり栄えた。かくて東アジアでは、唐を中心とする律令国家群が成立し、唐はその宗主と自任していたのである。このように、唐を中心とする東アジアは、政治的、文化的に一つの文明圏を構成するに至り、中国文明の発達が、周辺の諸国家をも含めた東アジア文明圏を完成させたのである」(第1. 中国文明の形成とそれを中心とする文明圏の成立、6. 統一帝国の再現と東アジア文明圏の完成、律令国家群の成立 p.53.)

→①都の作り方・土地制度・税制・官制・律令国家が共通な日本・新羅・渤海は律令国家群②国家制度、西方との交流③中央集権的な国家体制と、世界的な性格の二つが唐の文化の特色④日本・新羅・渤海⑤仏教をはじめとする諸文化が伝わり、唐を中心とする律令国家群(中国・日本・新羅・渤海)が成立した⑥なし⑦なし⑧日本・新羅・渤海の東アジア律令国家群の宗主が唐だと独自に主張する。にもかかわらず新羅の骨品制について述べている。

第三期(高等学校学習指導要領1960年告示、1960.10施行、1963年度教科書使用)

(6) 京都大学教授 貝塚茂樹・一橋大学教授 増田四郎・東京教育大学教授 小竹文夫・朝日新聞社論説主幹 笠信太郎著『世界史B』自由書房、刊行年月記載なしだが、表紙に63年発行、64年まで使用のメモ有り。

→①日本・新羅・渤海②唐文化は西方との交流で国際的③国際的・異国情緒④日本・新羅・渤海⑤なし⑥突厥・ウイグル⑦日本の律令国家体制⑧東アジア文化圏の発展とは言わず、周辺諸国家の動きを記述。

(7) 1963文部省検定、和田清・山中謙二著『高等学校 世界史B』日本書院、表紙に64年発行、66年までのメモ有り。

→①日本・渤海②在来の中国文化を集成、広大な領土を通じ世界各地の文化を取り入れた③国際色に富む貴族文化④日本・新羅・渤海・突厥・ウイグル・吐蕃・南詔⑤唐の繁栄と周辺諸国の親交により、唐文化を内容とする東アジア文化圏が形成された⑥なし⑦日本の律令国家体制、⑧渤海国の建国者、大祚榮に言及した。「これらの諸国は、この文化受容をきっかけとして民族的自覚を強め、それぞれ独自の発展をとげることとなった」は山川(1)(2)(3)に同じ。「突厥やウイグル、とりわけウイグルは、唐文化の輸入に非常に熱心」というのは独自の見解。

(8) 1963文部省検定、鈴木成高・兼岩正夫・松田壽男・鈴木俊他2名著『高等世界史B』帝国書院、1963

「そして唐は、そのひろがった属地をおさえるために6都護府をおき、属地の支配を各民族の自治にまかせる羈縻政策をとった」(第2章中国社会の展開とイスラム世界、第1節中国の貴族的文化の発展、唐の盛衰、pp.68-69)

→①なし②唐文化は西方との交流、隋・唐の大統一③国際的・貴族的、外形美と異国情緒に溢れている④日本・新羅・渤海・吐蕃・南詔⑤なし⑥なし⑦なし⑧唐の文化を中国の貴族文化の発展として説明する。東アジア文化圏はないが、次の第2節にはイスラム文化圏がある。制度面では唐の制度の伝播を語らず属地の支配地に対する羈縻政策をはじめて語った。

(9) 山崎宏・秀村欣二他2名著『世界史B』清水書院、1963.6.10

→①日本・新羅・渤海②貴族文化の盛期、西域文化の流入③国際的・貴族的④日本・新羅・渤海・チベット(吐蕃)⑤なし⑥突厥・ウイグル・南詔⑦なし⑧東アジア文化圏なしで、周辺国との動きを語る。

(10) 1963.4.20文部省検定、榎一雄・堀米庸三著『標準高等世界史』 講談社、1964.1.20

→①日本・新羅・渤海・安南(ベトナム)②南北融合で外来文化を吸收③国際的な性格で異国情緒④日本・新羅・渤海・日本・安南(ベトナム)⑤なし⑥なし⑦日本の律令政治と班田収受、平城京・平安京は唐の長安の模倣⑧儒教の伝播を強調したため、従来の日本・新羅・渤海にベトナムが加わったのが独自。

(11) 1963文部省検定、中屋健一・別枝達夫・松俊夫著『世界史』三省堂

→①日本・渤海・吐蕃②西方との交流で国際的③国際文化④日本・新羅・南詔⑤章題に東アジア文化圏あり、しかし文中の説明がない⑥突厥・ウイグル⑦日本の律令国家体制⑧文化圏中心の教科書で第6章はイスラム文化圏

(12) 1964.4.20文部省検定、高山一十・今堀誠二他4名著『世界史B』修文館、1966.2.15

→①日本・朝鮮・渤海②西方及び南方から文化要素を輸入、古典文化を一段と充実③国際色④日本・新羅・渤海⑤唐文化を中心とした東アジア文化圏を形成⑥突厥・吐蕃・南詔⑦日本の律令政治⑧東アジア文化圏の語あるも、「中国周辺諸国」の項目にポイントを下げる書かれている。唐の「律・令・

法を集大成した。この律令政治は日本や朝鮮でも受け入れられて実施された「奈良時代の律令制度は中国の律令制度によくしている」。つまり、日本の律令制度は中国に似ているが、他の朝鮮諸国も律令政治が実施されたと主張した。さらに、唐の文化は西欧に波及したというが、内容が書かれていない。

(13) 1963.4.22 文部省検定、1966.4.11 改訂検定、東京教育大学教授、文学博士 酒井忠夫・東京大学教授 高橋幸八郎他3名著『改訂 世界史B』秀英出版、1967.3.25 改訂初版

→①日本・新羅・渤海②貴族文化の盛期、西域文化の流入③国際的・貴族的④日本・新羅・百濟・高句麗・渤海・林邑・吐蕃⑤唐文化の伝播地域として中国文化圏⑥占城(チャンバー)・真臘(クメール人の国)・シュリービジャヤ・突厥・ウイグル⑦日本の律令国家体制⑧中国文化圏というのは独自である。

(14) 1963.4.20 文部省検定、1966.4.11 改訂検定、三上次男・大野真弓・秀村欣二他3名著『新版 世界史B』中教出版、1967.2.10

→①日本・新羅②中国の伝統文化がアジア諸国から流れ込んだ文化と融合し、国際色豊かな唐文化が誕生③国際色豊かで貴族文化④日本・新羅・吐蕃⑤東アジア文化圏は章題にありて文中になし⑥占城(チャンバー)・真臘(クメール人の国)・シュリー=ビジャヤ・突厥・ウイグル・南詔⑦日本の律令国家体制、⑧新羅の骨品制を語る。

(15) 立教大学教授井上幸治・慶應大学教授、文学博士 前嶋信次他3名著『世界史B 改訂版』実教出版、1964.1.25 第1版、1966.5.25 改訂

→①日本・新羅②隋唐と中央集権が樹立され、周辺諸民族を圧し東アジアに君臨する大帝国となったこと③貴族的で異国趣味④日本・新羅・渤海⑤なし⑥なし⑦なし⑧なし

第四期(高等学校学習指導要領1970年告示、1973.4施行、1973年度教科書使用)

(16) 1972.4.10 文部省検定、中屋健一・別枝達夫・松俊夫著『世界史』三省堂、1973.3.15 初版 1975.3.30 三版

→①日本・新羅・渤海③ササン朝ペルシア、イスラム帝国と接し、西方の文化が伝播し、貴族・官僚を中心とする国際文化が生れた③貴族・官僚を中心とする国際文化④日本・新羅・吐蕃・南詔⑤なし⑥ベトナム・ウイグル⑦日本の律令国家体制⑧記述がステレオタイプ化してきた。

(17) 1972.4.10 文部省検定、高橋秀・堀敏一・松井透・今井宏・富永幸生著『高等世界史 最新版』帝國書院、1975.1.20

「唐はこれらの諸民族を征服したり朝貢させたりして、東アジアに空前の大帝国をつくりあげた。そしてこの唐帝国の支配をつうじて、唐の制度・文物が周囲の諸国家におよんだので、東アジアは共通の文化をもつ統一ある世界にまとめあげられた。また唐の領土も西方にのびた結果、西方世界との交流もさかんになり、この時代の東アジア文化を国際色ゆたかなものにした」(第I部個別的世界の形成と展開、第1章個別的世界の形成、4隋唐帝国と東アジア世界、唐の国際性、p.68)

→①日本・新羅②大帝国の支配と西方世界との交流③国際色④日本⑤なし⑥突厥・吐蕃・南詔・ベトナム・渤海、チャンバー・クメール・シュリービジャヤなどの東南アジア朝貢国⑦日本の律令国家体制⑧東アジア文化圏の語がないのに、東アジアの文化的まとまりを語り、各国の唐文化輸入についてほとんど述べない。記述はステレオタイプ化している。

(18) 1972.4.10文部省検定、井上智勇・田村実造著『世界史』清水書院、1973.2.15初版、1974.2.15二版

→①日本・渤海②南北朝統一、外国文化受容③国際的④日本・渤海・チベット⑤唐の制度・文化を基調とする東アジア文化圏あり⑥新羅・百濟・高句麗・突厥・ウイグル・南詔・真臘・シャイレンドラ・シユリー=ビジャヤ⑨なし⑩単語羅列型の記述。

第五期(高等学校学習指導要領1978年告示、1982.4施行、1982年度教科書使用)

(19) 1981.3.31文部省検定、土井正興・小倉芳彦・阪東宏・小島晋治著『新世界史』三省堂、1982.3.30初版

「今回の新版で心がけたのは、既成事実を追認したり科学文明の発達を謳歌するだけの「世界史」によって、生徒諸君の学習意欲をますます白けさせたくない、ということであった。…(1)近代における西欧資本主義の世界制覇が、文字どおりの「世界史」を成立させたことは事実としても、それはアジア・アフリカなどの諸民族の植民地化、従属化という犠牲をともなったものであり、いわば強者中心の「苦々しき」支配体制の成立であったことも忘れぬようにしたい。…(3)宗教や文字をはじめ、日用の道具類の共通性をめどにして、複数民族を包含する「文化圏」を設定したり、隣接する文化は高い所から低い所へ流れる、といった説明が行われることがある。しかし、農耕が牧畜より優れた生活形態だとは限らないし、電算機文化が無文字文化より高級だとも限らない、という意見もある。民族にはそれぞれの自然や歴史の環境の中ではぐくまれた、固有の生活様式や習俗がある。それらの個性を尊重するところから、異なる民族どうしの深い理解も生まれるであろう。近代日本が近隣の国家や民族にかけてきた数多くの迷惑をくりかえさないためにも、このことは心にとめておく必要がある」(はじめに)

→①日本・渤海②なし③なし④日本・渤海⑤なし⑥新羅・突厥・吐蕃・南詔⑦日本の律令国家体制⑧前書きでステレオタイプな記述に対する学生の倦怠を語る。山川の(1)(3)にある、「文化は高いところより低いところへ流れる」というフレーズを批判した。はじめて文化圏論批判を行い、文化圏設定を文化的高低を固定化するものとして、文化相対主義の立場から非難した。

(20) 1982.3.31文部省検定、池田温他12名著『高等学校世界史』清水書院、1983.2.15初版

→①日本・新羅②中央アジア・インド・イラン等の文化の流入③国際的④日本・新羅・渤海・ベトナム⑤唐の文化は周辺の農耕諸民族の文化に強い影響を与え、唐を中心とする東アジア文化圏ともいえる世界が成立⑥吐蕃・南詔⑦日本の律令国家体制⑧新羅は唐から中央官制や郡県制などを取り入れたが、社会は家柄等級の骨品制だったと述べた。章題に東アジア文化圏はないが、イスラム文化圏はある。「東アジア文化圏ともいえる世界が成立した」といい、同文化圏に対する懷疑を匂わせる。教科書の集団創作が自明となった。

(21) 1982.3.31文部省検定、堀敏一・板垣雄三・今井宏・西川正雄他1名著『新詳世界史』帝国書院、1983.1.20

→①日本・新羅・渤海・突厥・ウイグル・吐蕃・南詔②唐の大帝国形成、西方世界との交流③当初は貴族的・国際的、なごろから唐帝国の変化と新興階級の登場により庶民的・民族的な特徴が生まれた④日本・新羅・渤海・突厥・ウイグル・吐蕃・南詔⑤なし。唐の制度・文物を共通文化とする東アジア世界はありとする⑥なし⑦日本の集権国家(律令国家)⑧周辺諸民族を並べて、これらは唐の制度・文物

を受け入れたとして、制度・文化の伝播範囲の問題を一挙に解決する。掲げられた唐文人一覧のいくつたりかの人びとは貴族的ではないという問題も、唐のなかごろから庶民的・民族的になったと、一挙に解決する。

第六期(高等学校学習指導要領1989年告示、1994.4施行、1994年度教科書使用)

(22) 1989.3.31 文部省検定、1992.3.31改訂検定、荒井信一・五井直弘・浜林正夫・中村平治ほか16名著『詳解世界史』三省堂、1993.3.30初版

「このように、東アジア諸国は、4世紀以後相互に対抗と協力の関係を緊密化し、東アジア世界を形成していった(注8)。(注8)中国に使節を派遣して、中国皇帝から官爵を授与され、中国を宗主国として藩属することを冊封といい、この冊封体制を近代以前の東アジア世界の重要な秩序とする考え方がある」(第I編歴史的世界の成立、第2章東アジア世界・内陸アジア世界の形成、4中国の分裂と東アジア、東アジア世界の形成、p.33)「日本では、大和政権が大陸諸国家との連携を強めながら統一を進めた。遣隋使や遣唐使をさかんに送り、先進的文物や制度の導入につとめ、天皇を中心とする中央集権的な律令国家を急速に建設していった」(同編、同章、同5、日本・朝鮮の古代統一国家、p.38)

→①日本・渤海②なし③洗練された貴族文化と國際性のゆたかさ④日本・新羅・渤海。新羅の骨品制にふれる⑤なし。冊封体制は近代以前の東アジア世界の重要な秩序⑥高句麗・百濟(羈縻政策の対象国)、ウイグル・吐蕃・南詔(唐への侵入国家)⑦日本の律令国家⑧初めて冊封体制に注で触れる。また唐の古代文物を「先進文物」といい、我が国にはない表現を用いた。従来、我が国で先進と言えば、西欧近代のことを指した。

(23) (1993.2.28文部省検定、西川正雄・矢澤康祐他10名著『世界史B』三省堂、1994.3.30

「…君たちが生きている社会は、これまで何百世代にわたって人びとが生きてきたその蓄積である。その意味で諸君の一人一人が歴史の産物なのだ。自分は好きな生き方をする、よけいなお節介はごめんだと思うのはよい。そうであればこそ、自分をとりまいている社会がどのようにして形成してきたのかを知らなくてはなるまい」(前書き)「中国の皇帝に冊封された国王は、貢物を奉じて使節を皇帝に送ること(朝貢)を義務づけられたが、その君臣関係は皇帝の権威に服従するだけであり、朝貢国の実質的独立は認められた(冊封体制)…古代の中国では、儒学のもとで、優れた文化・道徳をもつ中国が世界の中心であり、周囲の文化・道徳を知らない人びと(夷狄)は帝王の徳に同化されて従うようになるという考え方(中華思想)が強められ、中国と周辺国の君臣関係もその中華と夷狄の関係のなかで位置づけられた。こうして冊封・朝貢関係にもとづく中国を中心とする東アジア世界が形成され、漢字文化や儒教、のちには仏教や律令制などが周辺国に伝えられた。そのなかで日本の古代天皇制国家のように、中国の冊封体制に似せて、みずからの冊封体制(小中華)を構築しようとした国も生まれた」(第I部諸地域世界の形成、第3章東アジア・内陸アジア世界、3=内陸アジア・東アジアの変動、東アジア世界と冊封体制、p.72)「巨大な唐の成立は周辺地域にも大きな影響を与えた。…やがて新羅は唐との関係を修復し、唐に朝貢して交流を深め、また律令制を整備し、国家仏教を発展させた。この律令制や仏教文化は日本にも伝えられた。日本は遣隋使や遣唐使を送って、中国の先進的な制度や文化の吸収につとめた。…そのあと日本は新羅と交流を進め、唐に対抗するため、急拠天皇を中心に律令制と国家仏教を柱とする統一国家の整備をはかった」(同部、同章、4=隋・唐帝国と東アジ

ア、東アジア・内陸アジアの変動、p.74-75)

→①新羅と日本の律令制②漢字・儒教・仏教の文化③貴族から解放された、新興地主などの新しい知識人の文化④日本・新羅・渤海⑤なし。中華思想による冊封・朝貢関係の東アジア世界が登場し、漢字・儒教・仏教・律令が伝えられたとする⑥突厥・ウイグル・吐蕃、⑦日本は冊封体制をまねる小中華⑩前書きに、学生を叱咤する文あり。日本は新羅からまず律令制を受け入れ、その次に中国の先進的な制度と文化を吸収し、その後律令国家をつくった、とされた。新羅にシンラのルビが入った。また漢字の読み仮名が大幅に増えた。「小中華」は朝鮮の李朝当時からの専門用語だが、誤用されて日本に対して使われている。

(24) 1994.2.15 文部省検定、池田温他13名著『詳解 世界史』清水書院、1995.2.15初版

→①渤海(政治制度と都市プラン)②華北・華南の文化を中心に東アジア文明というべきものが成立③漢字・儒教・仏教・律令④朝鮮三国・(統一)新羅・日本・渤海⑤なし。しかし漢字、儒教、律令などの独自の文化が東アジア地域に伝わり、共通の文化圏が成立⑥突厥(政略結婚・羈縻政策)・ウイグル・吐蕃(政略結婚・外交関係)ベトナム(名目的植民地・羈縻政策)⑦日本は冊封されなかった⑧日本を倭国という。新羅にシルラのルビあり。東アジア地域に律令が伝わったと言いつつも、朝鮮三国は諸制度を整えるために漢字、仏教、儒教などの中国の先進文化を受容したという表現をとり、そこでは律令を外す。それが朝鮮からの移民により、日本に伝えられたと表現する。中華思想による冊封体制をもつて東アジア世界のまとまりを語る論については批判的で、日本は隋唐代でも冊封関係ではなかったし、北宋以後は東アジアの冊封体制も朝貢貿易を重視する体制に変質したと説く。

第七期(高等学校学習指導要領1999年告示、2003.4施行、2003年度教科書使用)

(25) 2003.4.2 文部省検定済、鶴見尚弘・渥塚忠躬他9名著『高校世界史B』 実教出版、2004.1.25

→①新羅(律令制を実施するも骨品制有り)・南詔(律令制)、日本(律令制)②なし③国際色豊か④新羅(文化・仏教)・渤海(文物・仏教)・南詔(漢字・儒教・律令・仏教)⑤なし。冊封・朝貢体制により東アジア世界形成⑥吐蕃⑦なし⑧冊封関係が新羅・渤海・南詔であり、朝貢関係が日本・チャンパ・真臘・シユリーヴィジャヤであると、唐との関係地域を二つに分けた。制度・文化の伝播中心の解釈から、冊封・朝貢関係中心へと、唐と周辺諸国の関係認識が移行しつつある。

(26) 2006.3.20 文部科学省検定済、西川正雄・中村平治・矢澤康祐他15名著『世界史B 改訂版』三省堂、2007.3.30

「その後、新羅は唐との関係を修復して冊封関係をむすび、律令や群県制を取り入れて中央集権的な国家体制を整備し、首都慶州の仏国寺をはじめ各地に仏教寺院を建立して、国家守護のための護国仏教を発展させた。日本列島では、ヤマト王権が隋や唐に遣隋使や遣唐使を派遣して、中国の制度や文化の吸収につとめ、…律令を整備して、天皇を中心とする中央集権的な国家建設がすすめられた。…8世紀になると、日本では、朝鮮半島から伝わった仏教が国家の保護をうけて発展し、技術的に高度な天平文化が花開いた。…このように、東アジア諸国は、7世紀以降、はげしい対立と協力の関係のなかで、政治的・文化的に一体化した東アジア世界をつくりだしていく。(第I部諸地域世界の形成、第3章東アジア世界の形成と内陸アジア、④隋・唐と東アジア世界の成立、pp.67-68)

→①新羅(律令・郡県制)・渤海(制度)・日本(律令)②なし③貴族文化・国際性④日本(唐文物・朝鮮

半島経由の仏教)・新羅(唐仏教)・渤海(唐文物)・吐蕃(唐文化)⑤なし。しかし対立と協力の関係のなかで、政治的・文化的に一体化した東アジア世界を形成⑥なし⑦なし⑧東・西突厥、ウイグル、渤海、新羅、吐蕃、南詔などは、朝貢を含む冊封体制。

(27) 2006.3.20 文科省検定済、鶴見尚弘・渥塚忠躬他11名著『世界史B 新訂版』実教出版、2007.1.25

→①東突厥・ウイグル・渤海・新羅・吐蕃・南詔②なし③国際色豊か④新羅・渤海・東突厥・ウイグル・吐蕃・南詔⑤なし。服属諸民族には羈縻政策で、周辺諸民族国家には臣従や朝貢で唐を中心とした東アジア世界を形成⑥チャンパー・シュリーヴィジャヤ(朝貢)⑦なし⑧堀敏一・板垣雄三・今井宏・西川正雄他1名著『新詳世界史』(帝国書院、1983.1.20)と同じく、周辺諸民族を並べ、唐の制度や文物を取り入れたとして一举に解決した。その後、新羅(仏教と律令だが、骨品制)、渤海(唐の文物)、日本(律令)とフォローした。

(28) 2006.3.20 文部科学省検定済、相良匡俊他7名著『新選世界史B』東京書籍株式会社 2007.2.10

・「…渤海は、その繁榮ぶりから「海東の盛國」とよばれた。渤海は新羅と対立して、唐や日本への接近をはかり、なかでも日本へはたびたび使節をおくった。都護府がおかれたベトナム北部では、しばしばベトナム人の独立運動がくりひろげられたが、唐の支配がつづいた」(第3章東アジア・内陸アジア世界の形成、4隋唐帝国と東アジア諸民族の活動、東アジア世界の成立、pp.69-70)

→①なし②華北と華南の経済的発展、西方イスラム帝国との貿易③貴族的で国際的④日本・新羅・渤海⑤なし。中華思想による朝貢貿易と中華秩序による冊封体制で中華の文明が東アジア一帯に伝播し東アジア世界成立⑥ベトナム⑦日本の律令国家体制⑧韓国の教科書、蔡ヒソン・ノミヨンシク著『人文系高等学校世界史』(法文社、1970・1・10)ならびに、吳インソク・金ギュホ著『高等学校世界史』(文教部検定、1983・7・29、東亜出版社、1984・3・1)に見られる、「渤海は海東盛國」を受け入れている。西川正雄・矢澤康祐他10名著『世界史B』(三省堂、1994.3.30)の中華思想から朝貢・冊封を語り、東アジアのまとめを述べる方法を踏襲した。図があり、冊封・朝貢・対抗の国際関係を分けている。冊封関係の百済・新羅・高句麗・渤海・南詔、朝貢関係の日本・真臘・チャンパー・シュリーヴィジャヤ、対抗関係は東突厥・西突厥・ウイグル・吐蕃・アッバース朝である。文化より国際関係重視の教科書と言える。

(29) 2006.3.20 文部科学省検定、向山宏他10名著『改訂版 世界史B 人、暮らしがあふれる歴史』第一学習社、2007.2.10

→①唐の近隣諸国に律令制②南北朝文化継承、西方文化受容③貴族文化、国際色豊か④日本・新羅・渤海⑤なし。冊封・朝貢関係の近隣諸国に、律令制・儒学・仏教・漢字が広まり、東アジア世界形成⑥なし⑦なし⑧冊封関係は、新羅(骨品制にふれる)と渤海であり、朝貢関係は日本だとする。儒教といわば、儒学といった。

(30) 2006.3.20 文部科学省検定、尾形勇他7名著『世界史B』東京書籍、2007.2.10発行

「…しかし、冊封は上下関係のきびしい君臣関係(君臣の礼)これが実情にあわない場合には、義理の父子・兄弟の関係を約束するなど、家父長制的な関係(家の礼)が適用された。この現実的で融通性に富む方式は、突厥、ウイグル、吐蕃などの強国に対してとられた」(同章、同3、冊封体制と世界帝国、pp.88-89)

→①なし(日本の律令制)②華北・江南文化融合、東西交易で国際的③国際色豊か。儒教、仏教、律令、漢字、都市プラン④日本・新羅・渤海・南詔⑤東アジア文明圏の語を用いた。冊封や朝貢を通して、中華文明を受け入れると、東アジア文明圏になる⑥なし⑦日本の律令制⑧図があり、冊封関係は百濟・高句麗・新羅(骨品制にふれる)・渤海・南詔であり、朝貢関係は日本・真臘・チャンバー・シュリー・ヴィジャヤである。家父長制的関係の応用(本文にいう家人の礼)は、突厥・ウイグル・吐蕃とされる。家父長制的な関係(家人の礼)という概念を編み出し、突厥・ウイグル・吐蕃を東アジアにつなぎ止めた。

(31) 2007.3.22 文部科学省検定済、川北稔・青野公彦・重松伸司・清水和裕・小杉泰・吉沢誠一郎・杉本淑彦・杉山清彦・桃木至朗著『新詳世界史B』帝国書院、2008.1.20

「…李白や杜甫、白居易(白楽天)らの唐詩は、中国にとどまらず日本をはじめ漢字文化圏共通の教養として広く親しまれた。…これら東晉にはじまり、南朝・北朝で発展し隋唐にいたる文化の流れを晋唐文化といい、日本を含む東アジア共通の文化的土壤となつた」(6章東アジア世界の変動と再編、1節ユーラシアの変動と東アジア世界、南北文化の融合 p.57)「朝鮮半島・日本列島などの唐の周縁諸地域では、漢字を媒体として律令・都城制・仏教文化を取り入れた国家が整備され、現在につづく漢字文化圏が形成される」(小見出しの下に小字で説明)「日本を含めたこれら唐の周縁諸国の中には、隋唐帝国で完成された律令・都城制・儒教・中国仏教という統治制度・思想体系を、漢字を媒介として取り入れた。こうして漢字文化圏がほぼ輪郭をととのえた。…かたや東方・南方の朝貢国に対しては、冊封関係を結んで世界帝国としてふるまい、唐は力関係や国際情勢に応じて多様な関係を開いた」(同章、同節、東アジア諸国家の形成、p.58)

→①朝鮮半島・日本列島などの唐の周縁諸地域に律令・都城制②南北文化融合、西方文化流入③前半は外来色が濃く貴族趣味的、後半は復古的で力強さを重んじる文化④日本(文化)・新羅(仏教、骨品制にふれる)・渤海・南詔・吐蕃、これらを含めて仏教・中国仏教の伝播を指す⑤漢字文化圏という語を用いた。唐の周縁諸国は律令・都城制・儒教・中国仏教という統治制度・思想体系を、漢字を媒介として取り入れ、漢字文化圏を形成⑥なし⑦日本の律令国家体制⑧晋唐文化を土壤とする漢字文化圏といいうイデオロギーの登場。冊封・朝貢関係は東方・南方の朝貢国と書かれた。

(32) 2007.3.22 文部科学省検定、鶴間和幸他12名著『高等学校世界史B改訂版』清水書院、2008.2.15初版

→①なし②なし③なし④朝鮮三国と日本⑤なし。漢字・仏教・儒教などを基調とする東アジア世界独特的文化圏が出現⑥なし⑦倭国は冊封されず⑧周辺諸民族に羈縻政策をとり、東突厥・渤海は冊封関係、吐蕃は政略結婚と外交関係。

結語

以上のように、近代日本における東アジア共通文化論の軌跡を概観すると、戦前の思想家たちは動態としてアジア主義の政治行動や言動を示すのみであり、東アジアと日本との共通性に何らかの深い関心を寄せるものが殆どいない。国家主義のアジア主義者や西洋型知識人のなかに東アジアと日本

との共通文化を語るもののが極僅かいるが、それらは朝鮮の場合には「日韓同祖論」、中国の場合には「宋学」「水戸学」「礼儀」などの当時信じられていた「常識」の範囲を越えることがなかった。彼らは李氏朝鮮の体制教学が朱子学であったことも、礼儀が東アジア諸国では儒礼の作法やしきたりなど、マナー・セレモニー関係の語彙であることも知らなかつた。

戦後になるとアジア主義者は、戦前の国家主義者や民族主義右派が大東亜戦争の挫折により東アジアへの指向性から大きく後退するのと反比例して、米国への従属から離脱する意志をもつ民族主義と反米思想を帶びた学者中心の左派として再登場した。反米のために彼らが東アジア連帯の傾向性を強く有したことは否めない事実であろう。

戦後教育界で活躍したアジア主義者は、東アジア文化圏や東アジア世界などの概念維持のため、その共通文化内容や親和関係の探求を世界史教科書という舞台で半世紀に亘って展開した。

しかしその試みはパセティックなものではなかつたろうか。共通文化内容は、唐文化の「貴族趣味と異国情緒」「国際性」「世界性」などの抽象的な文化内容に固定された。伝播した文化を個別項目の仏教とすれば南アジア・東南アジアが入ってしまい、儒教とすれば中国民衆の大宗教が儒教ではなく道教であることと齟齬を起こし、李氏朝鮮の儒教が朱子学一辺倒であったこととも噛み合わない。日本は生活化した儒教とは無縁の国であり、儒学というように知識人の学問にすぎず、喪礼は仏教が担っているのである。敢えてこの地域を漢字文化圏と定義すれば、ヨーロッパを「アルファベット文化圏」だといつているようなものであり、その論の幼稚さがたちまち露呈する。

制度の伝播を採用して、律令制を東アジア文化の共通項目としたくとも、唐や日本と同様の「律令」を統一新羅ほか朝鮮半島諸国が編纂・施行したことではなく、唐と同様の体系的法典を編纂・施行したのは、当時では日本だけだったことが実証されている。

日本を東アジアにつなぎ止める文化的な共通性は、その項目悉くが不備であり、明瞭に同地域を覆い尽くすことのできる概念は存在しないのである。しかし教科書執筆者の内のアジア主義者たちはアジア連帯の願望もだしがたく、次々と学問的な禁忌を踏み越えていった。ゆえにその試みはすべてパセティックなものとならざるを得なかつたのである。

また一方、唐文化を東アジアの共通基盤とし、その内容を抽象的な国際性とした者たちは、その伝播地域の恣意的で無責任な膨脹と縮小に携わっていった。日本・新羅・渤海・百濟・高句麗・吐蕃・南詔・突厥・ウイグル・ベトナム・林邑・真臘・チャンバー・シュリーヴィジャヤ、どれを確定地域とし共通文化項目を述べるか、どれを曖昧地域とし羅列して沈黙するか、それらは全く執筆者の恣意に委ねられていた。

文部省が「東アジア文化圏」を学習指導要領の学習事項としたときには、多くの世界史教科書執筆者も学習者も既にこの強いられた「無造作」に飽いていたのである。そこで文化論に代わって登場したのが、東アジアの国際関係論であった。冊封関係の国、朝貢関係の国、これならば今まで袋に入ってきた真臘・チャンバー・シュリーヴィジャヤを手放すことなく、東アジアに一概念で括り付けることができるはずであった。しかし唐と対抗関係にあった突厥やウイグルや吐蕃はどうするのか。新しい概念発明者が現れ、唐と家父長制的関係であったと再定義した。

戦前戦後を通じて、我が国のアジア主義者たちはこのように、日本と東アジアを一括りにする連帯概

念を創造すべく、共通性の探索に熱心だったのである。しかし、このパセティックな試みは、敢えて言えばその度に「倦怠感」との戦いでもあった。何故ならば彼らが無いものを恣意的に造り出すかのような論理的矛盾に陥っていたことは、現場教育者にも学生にも見て取れ、複雑な言辞を駆使するために教科書紙面は単語の羅列で溢れたからである。こうして学習内容の膨脹に教育現場が苦しめられ続けたのではないだろうか。

最早、学習者も教育者もこの倦怠感の根本に遡って、自らに問うべき時が来ているのではあるまい。東アジアは地理上の概念であっても、共通の文化概念が存在すると断定するには余りにも問題があり、バラバラのモザイクのような国家群からなっていたことを記述してもあながち誇張とは言えない。普遍性や統一性を志向するモダンな時代は終わりを告げ、ポストモダンの時代となつた。失われた普遍性と統一性への郷愁を断ち、アジア主義の過去の軌跡を冷静に見つめるべき時が漸くやってきた。

注

- (1) 古田博司『東アジア・イデオロギーを超えて』新書館、2003年。
- (2) 竹内好編『アジア主義』現代日本思想体系九、筑摩書房、1963年、「解説」14頁。
- (3) 北一輝「日本改造法案大綱」1919年、『北一輝著作集』II、みすず書房、1959年、331頁。
- (4) 松本健一「アジア主義と大東亜戦争—北一輝・大川周明・石原莞爾・中野正剛—」東北アジアにおけるユートピア思想と地域の在り方研究会 講演会記録、『東北アジアアラカルト』第18号、東北大学東北アジア研究センター、2007年、21頁。
- (5) 大川周明「印度国民運動の由来」1931年、『大川周明全集』第2巻、岩崎書店、1962年、509～510頁。
- (6) 大川周明「大東亜秩序建設」1943年、同全集第2巻、833頁。
- (7) 文部省『學習指導要領 東洋史編(試案)』1947.7、国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会編『文部省 學習指導要領6社会科編(3)』日本図書センター、1980、所収、14頁、21頁。
- (8) 中野正剛・杉森孝次郎『全體主義政策・綱領』、育生社、1939年、210頁。
- (9) 小島毅『近代日本の陽明学』講談社、2006年、118頁。
- (10) 津村秀夫「何を破るべきか」「近代の超克」『文学界』1942年9月号、29・31・37頁。
- (11) 第二次近衛内閣の外相・松岡洋右(1880～1946)が「明治維新以来、日本が東洋諸民族に其の処を得せしむることと、東洋安定とのために戦ひ続けてきたと謂ふことは事実である」(松岡洋右『興亜の大業』教学局、1940年、9頁)といい、東条英機(1884～1948)が第97回帝国議会において、大東亜戦争の目的は各々其の処を得せしめ、「皇国」を中心とする大東亜共栄圏を建設するところにあると述べた(『朝日新聞』)1942年1月22日付1面)ことから、「大東亜共栄圏」が皇国を中華とし、諸民族・諸国家を皇国への忠誠を基準として周辺に格付ける体系であったことは明らかである。この思想には儒礼を基準に中華の周辺に諸民族・諸国家を格付ける華夷秩序の影響が見て取れる。詳しくは、古田博司『東アジア・イデオロギーを超えて』新書館、2003年、73頁参照。
- (12) ちなみに「近代の超克」企画において、東アジア関連の内容を語っているのは西谷啓治(1900～

1990)のみである。西谷は石川県出身、京都大学文学部哲学科で西田幾多郎に師事した。1932年同大学にて教鞭をとり、1937年より2年間ドイツ留学を果たし、戦後は公職追放され、追放解除後は京大に復帰、63年定年退官した。西谷はドイツ神秘主義の研究者であり、東洋思想や参禅による「ニヒリズムの超克」を課題とした。「近代の超克」では、「『近代の超克』私論」を寄せている。内容は、無我・無心として現れる東洋の主体的無の宗教性のみが、近代西洋の宗教性の行きづまりを打破する道徳的エネルギーであり、それは日本の神ながらの道と符合するのであり、世界新秩序の樹立と大東亜の建設の課題は、独りアングロサクソンの支配を脱して強国に成長し得た日本の道徳的エネルギーにより解決されなければならないと説くものであった。(西谷啓治「『近代の超克』私論」「近代の超克」『文学界』1942年9月号、6~18頁)。

(13) 三木清「謙譲論」『三木清 東亜協同体論集』こぶし文庫、2007年、138~139頁。

(14) 荻生徂徠『経子史要覧』「経要覧」礼記。

(15) 李成市『東アジア文化圏の形成』山川出版社、2000年3月1版1刷、2001年2月1版2刷、38頁。

批評文(鄭在貞)

最近、韓国の歴史学界の一角では、「東アジア」が活発に議論されている。そして、初中高等学校の教育全般を管轄する教育科学技術部が、高校2-3年生の選択科目に「東アジア史」を開設したため、「東アジア」は、単なるかけ声に終るのではなく、現実の実践的な課題として浮かびあがっている。

しかし、「東アジア」を言説として掲げる人々は、たいてい「東アジア」を一つの地域単位として設定し、その地域の歴史と文化にある共通性を付与しようとする性向を持っている。ちょうど日本の鳩山由紀夫首相が、「東アジア共同体」の実現を抱負として掲げてきたため、「東アジア論」はこれから韓国だけでなく、日本、中国等の学界と政界においても、引き続き議論の対象になると思われる。

こうした脈絡から見ると、山内昌之と古田博司が書いた「近代日本における東アジア共通文化論の軌跡」は、大変時宜適切なテーマであると言える。しかし、この論文を一読した後に評者は、著者が「東アジア」が地理上の概念であるだけで、歴史や文化等において、なんらかの共通性を見出すことは難しいという点を過度に強調しているのを感じた。

この論文は、戦後日本の学習指導要領と世界史教科書が「東アジア共通文化論」をどのように設定し記述してきたかを網羅的に検討し、その背景に、戦前日本のアジア主義者たちが主張してきた「東アジア共通文化論」が伏流しているということを浮き彫りにした。アジア主義者たちは、日本と東アジアを包括する連帶概念を創造しようと、歴史と文化の共通性を探すのに熱心であった。そしてアジア主義は、戦後アメリカに対する従属から逃れようとする意図を持った民族主義と反米思想を持った学者たちに継承され、それらは世界史教科書を舞台とし、「東アジア文化圏」や「東アジア世界」等の概念を維持するために、共通の文化内容や親和関係を主張するのに尽力した。

しかし、山内昌之と古田博司は、東アジアが多種多様なモザイクのような国家群から構成されているため、共通の文化概念は存在し難いと見ている。結局、著者は、普遍性や統一性を指向する近代が終末を告げ、ポストモダニズムの時代となった今は、失われた普遍性や統一性に対する「哀れな」郷愁を捨てよと忠告する。そして、アジア主義の軌道を冷静に見つめなければならないと提案しつつ、学習指導要領と世界史教科書の「東アジア共通文化論」は、もうすでに用途廃棄の運命に置かれていると批判しているのである。

評者はこの論文を通して、日本の学習指導要領と世界史教科書が「東アジア」をどのような視角から扱ってきたのかを、概ね理解することができた。そして、学習指導要領と世界史教科書の一致と相違、世界史教科書において山川出版社が占める圧倒的な比率等についても、新しい情報を得ることができた。下記においては、極めて常識的な疑問点をひとつふたつ提起しながら、評者としての役割を果そうと思う。

日本の世界史教科書は、制限された分量の紙面で世界の歴史を網羅しなければならないという根本的な限界を持つ。そのような場合、世界の諸地域をいくつかの文化圏に分けて章節を構成し、ほかの文化圏と区別される特色を基軸として、内容を記述するのが最も簡単な方法である。もちろん、歴史学の研究成果がこれを裏付けなければならない。日本の学習指導要領と世界史教科書が「東アジア文化圏」を設定したのは、こうした事情によるものではないだろうか。戦前の「アジア主義」と戦後の学習

指導要領および世界史教科書が互いに結びついているとするならば、相関関係を証明することができる人間的・学説的なつながりが、もう少し豊富に提示されていたなら良かったであろう。

もう一つ、一部の世界史教科書が渤海を「海東盛国」と記述したことを「韓国に配慮した」とか、「教科書検定の近隣条項」の「足かせ」のためであると断定したことも事理に合わない。「海東盛国」は当時、中国の史書が渤海を指称した用語である。そして、「近隣条項」は近現代史の記述、または、検定で留意しなければならないという勧告である。そうであるとするなら、渤海を「海東盛国」と記述したといって、それがすなわち、「韓国に配慮した」とか、「近隣条項」の「足かせ」のためであるとは言えないであろう。著者は、「近隣条項」が大いに不満であるように読み取れる。

そのほかにも著者は、一部の教科書が唐の文物を「先進文物」と記述したことを日本にはない表現であると皮肉り、日本で「先進」といえば、西欧の近代のことを指すと主張した。また、論文のあちらこちらで唐のように体系的な法典を編纂・施行した国は、日本だけであると強調した。こうした事柄を合わせて考えると、著者は日本が「東アジア」において、特別に発展した歴史を有しているという認識を持っているように思われる。おそらくそのために、日本と他の国をひとまとめにして、「東アジア文化圏」に含めることに対し、抵抗感を持っているのかもしれない。

2年半にわたる日韓歴史共同研究委員会がついに幕を下ろした。発表と討論を通して、多くの御教示をいただいた著者に感謝する。